

第1章 主な改正点

工事監督におけるワンデーレスポンスの運用について

I 目的

ワンデーレスポンスは、これまでも監督職員個々において実施していた「現場を待たせない」「速やかに回答する」という対応をより組織的なものとし、工事現場において発生する諸問題に対し迅速な対応を実現するものである。

(1) 品質確保への取組強化の一環

工事現場において、発注段階又は施工計画打ち合わせ時では予見不可能であった問題が発生した場合、対処に必要な発注者の意思決定に多くの時間を費やす場合があるため、実働工期が短くなり工事等の品質が確保されないケースがあると指摘されている。そのため発注者は「ワンデーレスポンス」の実施等、問題解決のための行動の迅速化を図る必要がある。

(2) 工事の効率化

公共工事の受注者、発注者に課せられた使命は「良いものを、早く、安全に、適正な価格で県民に提供すること」と言える。個々の公共工事現場において、受注者、発注者それぞれにメリットがあり、かつ誰にでも取り組むことができる共通目標のひとつに、「速やかに工事を完成させる」ことがあげられる。

安全と品質を確保したうえで、受注者と発注者が協力して適正な工程管理をおこなうことにより、速やかに工事を完成させ、早期に供用開始をおこなうことでメリットが発生する。

II 対象工事

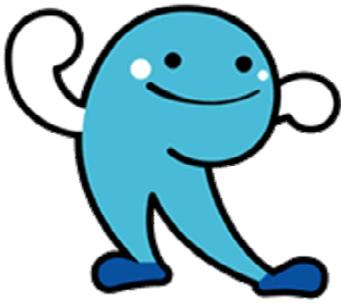
原則として、全ての工事を対象として実施するものとする。

III 実施方法

- (1) 受注者からの質問、協議への回答は、その日の内（24時間以内）に行うことを基本とする。但し、土・日等の閉庁日を除く。
- (2) 即日回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者に確認のうえ回答期限を予告するなど、回答をその日のうちに行う。
- (3) 予告した回答期限を超過する検討期間が必要と判断された時点で、速やかに新たな回答期限を通知する。
- (4) 受注者からの的確な状況説明資料等により、早期に報告を受けることがワンデーレスポンスの前提となるため、受注者に対してもこの取り組みの意義と目的を周知するものとする。

IV その他

発注者及び受注者は、ワンデーレスポンスの趣旨を十分に踏まえつつ、その円滑な実施に努めるものとする。



工事監督における ワンデーレスポンスを実施します

(－工事現場を待たせない迅速な対応－)

本県の公共事業を取り巻く環境は非常に厳しいなかで、事業の執行にあたっては、工事の品質を確保しながら、よりスピード感を持った対応がますます求められております。

このため、「現場を待たせない迅速な対応(以下、ワンデーレスポンスという)」の実施により問題解決のための行動の迅速化を図ることが必要となっております。

つきましては、これまで監督員が個々において実施していた「現場を待たせない」「速やかに回答する」という対応をより組織的なものとし、工事現場において発生する諸問題に対し迅速な対応を実現するための取り組みとしてワンデーレスポンスを実施することとしましたのでお知らせします。なお、この取り組みをスムーズに実施するためには、受注者側の早めの相談が欠かせませんのでご協力ください。

■ 対象工事
高知県発注の全ての建設工事

■ 実施時期
平成21年4月1日以降の契約工事より実施する。

■ 実施方法

- 工事現場からの協議・質問には、基本的に「その日のうち（24時間以内）」に回答します。
- 「その日のうち」に回答ができない場合は、「回答期限」を「その日のうち」に回答します。
- 監督員が不在の場合は、組織（総括監督員など）にて対応します。

**工事現場の「手待ち」をなくし、
安全で効率的(時間的・経済的)な施工の実現を目指します。**



提出書類の簡素化等

項目	内容	備考
品質管理	1 コンクリート品質管理図表	コンクリート使用工事 ・材令28日強度試験データが10個以上の場合はX-Rs-Rm管理図も作成する。(下限値を6→10個)

項目	内容	備考
出来形管理	1 変更申請図	計画変更のある全工事 ・金抜き設計書を作成(出来形寸法図の廃止) ・工事写真等の管理資料を添付すること
	2 施工経過図	場所打ちコンクリート(主たる構造物)及びトンネル掘削等施工経過図により進捗状況との照合が必要な工程で作成 なお、契約額1000万円未満は省略 ・型枠脱型、養生日数等は品質管理資料等に整理する また、工事日誌との整合性を図る ※施工経過図を作成する構造物については、施工打ち合わせ時に協議を行うこと
	3 完成図	全工事(平面図、横断面、展開図等) ・なお、特殊な工事については、施工計画書の打ち合わせ時に協議する ・数字を赤・黒対比記入 ・展開図については、主な工程のみとする
	4 出来形管理図表	図面等で表示可能なものは省略 なお、契約額1000万円未満は省略 ・展開図に測定数値を記入し省略することができる。
	5 使用量一覧表	現場打ちコンクリートのみ、但しアスファルト合材・法面工等工程により必要なものは、監督職員と協議する。 ・伝票類は提示することとし、提出は不要 ・出来形管理図等で使用数量の明確なものは省略することができる。
施工管理	1 写真管理	品質管理写真及び出来形管理写真 ・公的機関で実施された品質証明書を整備できる場合の品質管理写真は省略する。 ・完成後明視でき容易に測定可能な箇所の出来形管理写真は省略する。 ・監督職員または現場技術員が臨場して段階確認した箇所の出来形管理写真撮影は省略する。 使用材料写真 ・鉄筋構造物の加工鉄筋の形状寸法及び使用数量写真の撮影は省略する。 (形状寸法と使用数量は組立確認により兼ねる)、ただし保管状況については撮影する。
	その他	1 材料使用承認願

項目	内容	一工事	二工事	三工事	備考
施工計画書		請負金額5千万円以上の工事、急傾工事(維持工事は除く)	請負金額1千万円以上5千万円未満の工事	請負金額500万円以上1千万円未満の工事	
1 工事概要	工事番号、工事名、工事場所、工期、契約金額、工事内容	●	●	●	施工特性を記入
2 計画工程表	総合工程表	●	●	—	工期が短いものについては、技術管理要綱工程表様式5で代用できる。
3 現場組織表	現場組織表	●	—	—	
	施工体系図	●	●	●	下請がある場合は必要
	施工体制台帳	●	●	●	下請がある場合は必要
4 主要機械・船舶	機械名、規格、台数、使用工種	●	—	—	主要な機械のみ記載
5 主要材料	品名、規格、数量、製造者、JIS規格等	●	▲	▲	主要な材料のみ記載 二・三工事で県内産資材優先使用でない場合は必要
6 施工方法(仮設備計画を含む)	施工方法及び施工の順序等	●	▲	—	請負金額3千万円以上は作成
	品質管理計画表	●	●	—	※三工事で計画表は省略だが 品質管理は必要
	出来形管理計画表	●	●	—	※三工事で計画表は省略だが 出来形管理は必要
7 施工管理	写真管理計画表	●	—	—	※二、三工事で計画表は省略だが 写真が必要
	段階確認計画表	●	●	—	※三工事で計画表は省略だが 段階確認は必要
8 緊急時の体制	緊急時の連絡系統図	●	●	●	
9 交通管理	交通安全管理、工事標識	●	●	▲	三工事で具体的な交通管理が必要な工事以外は省略
10 安全管理	安全管理組織・安全訓練等	●	●	●	
11 現場作業環境の整備	現場事務所、仮設物の設置計画等	●	—	—	
12 環境及び地元対策	事前調査、公害防止対策等	●	●	—	
13 再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法	再生資源利用計画書、再生資源利用促進計画書(実施書)	●	●	●	実施書は変更施工計画書で提出
14 その他	作業時間、計画の届出、工事カルテ、社内検査等	●	●	▲	三工事は必要に応じて作成

※注意:表中の7の"—"は施工計画書に記載する項目を省略できることを示しており、現場での管理と管理資料等は必要です。

○現場組織表……社内検査員の資格添付→提示(社内検査員を置く場合)、資格免許証の写しを添付→不要
○施工方法……使用機械 使用機械一覧表を削除(主要機械に記載)
※三工事より少額工事で提出が必要な項目がある場合は、提出方法の統一を図るため施工計画書の表紙を使用して提出すること

工事提出資料の一部改正表(平成22年度改正)

項目		内容		備考
写真管理	1	各工種	使用機械	指定ラベルの貼付+現場駐在が判断できるもの
	2	土工	盛土・埋戻	・40m毎3層に1回近撮と全景〔巻出し時〕 ・転圧機械又は地質が変わる毎に1回及び3層に1回近撮と全景〔締固め時〕
	3	ブロック積工	胴込・裏込	・各変化点 ・3m未満、上下端 ・3m以上、上下端及び中間

工事提出資料の一部改正表(平成23年度)

施工計画書	4	(3)作業主任・資格等一覧		・現場に掲示し、必要とされる有資格者の記録を保管する。 ・施工計画書には、必要な免許種別を記載した様式のみを添付。	
-------	---	---------------	--	--	--

工事提出資料の一部改正表(平成24年度)

管理基準等	5	鉄筋挿入工	管理基準の改訂	段階確認回数、出来形管理基準及び規格値の変更並びに写真管理基準変更	H23.10.5通知
検査	6	その他	舗装抜き取りコア数の変更	1000㎡未満3個、1000㎡～2000㎡未満6個。2000㎡以上は、1000㎡毎に1個追加	H24.4.19通知
提出資料	7	建設副産物の適正処理	E表	コピーの提出は不要、監督職員の確認を受ける。ただし、検査時には提示すること。	
	8	使用量一覧表		現場打ちコンクリートのみ、但しアスファルト合材及び法面工等工程により必要なものは、監督職員と協議する。	
	9	施工経過図		現場打ちコンクリート及びトンネル掘削等施工経過図により進捗状況との照合が必要な工程	
施工計画書	10	総合工程表		舗装工事など工種が少なく工事期間が短期間で終わる工事については、監督職員と協議のうえ、技術管理要綱第5条第1項(3)その他の工程表(様式5)で代用できる。	

工事提出資料の一部改正表(平成25年度)

管理基準等	11	鉄筋挿入工	管理基準の一部改訂(暫定)	段階確認、品質管理基準の変更	H25.4.22通知
-------	----	-------	---------------	----------------	------------

工事提出資料の一部改正表(平成26年度)

管理基準等	12	鉄筋挿入工	管理基準の一部改訂(暫定)	品質管理基準の変更	H26.4.23
施工計画書	13	表紙		・施工計画書から打合せに関するものを除き、表紙の様式も変更	7-4 7-65 7-66参照
工事打合せ	14	施工計画に関する工事打合せ		・工事打合せ簿を使用した提出とする。 ・打合せ記録を添付	7-2 7-3参照
写真管理	15	過積載防止		・あらかじめ撮影したダンプトラックの車両ナンバー・荷台形状の写真を各工事で使用してよい。 ・監督職員並びに検査職員の求めに応じて、自動車検査証及び定期検査合格証を提示する。	H27.3.16

⇒1部提出

⇒2部提出

工事提出資料の一部改正表(平成27年度改正)

写真管理	16	各工種	使用機械	あらかじめ撮影した「建設機械の全景」「排出ガス対策型建設機械指定ラベル」等の写真を各工事に使用できる。	H27.8.21
------	----	-----	------	---	----------

工事提出資料の一部改正表(平成28年度改正)

写真管理	17	各工種	材料確認	JIS認定のコンクリート2次製品について、「全景」及び製品に印字されている「製造会社」「規格・種別」「製造年月日」「JISマーク」の判読できる写真撮影が可能な場合は、形状寸法の撮影を不要とする。	H28.6.1
	18	各工種	小黑板電子情報化	受発注者双方の業務効率化を目的に、被写体画像の撮影と同時に工事写真における小黑板の記載情報の電子的記入及び、工事写真の信憑性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図る。	H29.3.31

工事提出資料の一部改正表(平成29年度改正)

		内容		備考	
施工計画書	19	建設副産物の適正処理	再生資源利用(促進)計画及び実施書	建設リサイクルデータ統合システム(GREDAS)がH30.3.31をもって利用できなくなるため、受注者は、建設副産物情報交換システム(COBRIS)による作成とする。	H30.3.13

工事提出資料の一部改正表(平成30年度改正)

			内容		備考
写真管理	20	各工種	材料確認	JIS認定製品以外のコンクリート2次製品のうち関係土木事務所(事務所)の技査による品質検査に合格した製品のうち製品に印字されている「製造会社」「規格・種別」「製造年月日」の判読できる写真撮影が可能な場合は、JIS製品と同様に形状寸法の撮影を不要とする。	H30.8.29

工事提出資料の一部改正表(令和2年度改正)

確認表	21	起工測量		起工測量の結果、設計図書と相違が無い場合は、確認表と野帳のコピーのみの提出とする。	R2.4.1
写真管理	22	特殊車両		到着時の時刻及び誘導車の配置状況のみとする。出発時や通行途中の写真は不要。	R2.4.1
遠隔臨場	23	段階確認 材料確認 立会		「段階確認」、「材料確認」と「立会」を必要とする作業について遠隔臨場(ウェアラブルカメラ等)を適用して、受発注者の作業効率化を図る。	R2.4.1

工事提出資料の一部改正表(令和3年度改正)

出来形管理	24	施工経過図		場所打ちコンクリート(主たる構造物)及びトンネル掘削等施工経過図により進捗状況との照合が必要な工種で作成 なお、契約額1000万円未満は省略	R3.4.1
写真管理	25	品質管理写真及び 出来形管理写真		<ul style="list-style-type: none"> ・公的機関で実施された品質証明書を整備できる場合の品質管理写真は省略する。 ・完成後明視でき容易に測定可能な箇所の出来形管理写真は省略する。 ・監督職員または現場技術員が臨場して段階確認した箇所の出来形管理写真撮影は省略する。 	R3.4.1

工事提出資料の一部改正表(令和4年度改正)

写真管理	26	使用材料写真		<ul style="list-style-type: none"> ・鉄筋構造物の加工鉄筋の形状寸法及び使用数量写真の撮影は省略する。 (形状寸法と使用数量は組立確認により兼ねる)、ただし保管状況については撮影する。	R4.2.4
------	----	--------	--	--	--------

工事関係書類の簡素化取りまとめ一覧

工事関係書類の作成を簡素化している項目をまとめたものです。
簡素化されている書類は検査時の提示及び電子納品への格納も不要です。
なお、下記書類の作成を簡素化することで工事成績評定への影響はありません。

項目	細目	簡素化の内容	適用日・根拠
写真管理	品質管理写真及び出来形管理写真	監督職員または現場技術員が臨場して段階確認した箇所の出来形管理写真撮影は省略する。 ※ただし、出来形寸法管理は必要です。	R3. 4. 1以降契約適用 R3. 2. 26付け2高技管第333号 高知県建設工事技術管理要綱の一部改正
写真管理	産業廃棄物の運搬状況写真	産業廃棄物が処分前の寸法確認や処分場での計量（レシート等）などにより、処分の設計数量が確定できる場合は、各積載重量別車両毎に1工程以上の運搬写真撮影とする。 ※1工程の運搬写真とは：搬出時の荷姿及び処分場到着時の2枚とし、追跡写真は不要。 ※黒板には、運搬車のナンバー、出発時刻を記載。 ※各積載重量別車両とは：運搬車が「10t車10台」「4t5台」の使用であれば、「10t1台」「4t1台」以上の写真を撮影とする。	H30. 4. 24付け30高技管第42号 テキストP1-26参照
写真管理	ダンプトラックによる土砂の搬入及び搬出状況写真	各積載重量別1台（例えば10トン車で1台）、4トン車で1台、土砂積み込み時（積載高が分かる）及び土砂荷下ろし時の写真撮影とする。 ※追跡写真は不要。	
写真管理	特殊車両	到着時の時刻及び誘導車の配置状況のみとする。出発時や通行途中の写真は不要。	R2. 4. 1 テキストP1-5参照
写真管理	使用材料確認	鉄筋構造物の加工鉄筋の形状寸法及び使用数量写真の撮影は省略する。 （形状寸法と使用数量は組立確認により兼ねる）、ただし保管状況については撮影する。	R4. 2. 4 テキストP1-5参照
写真管理	材料確認	JIS認定製品以外のコンクリート2次製品のうち関係土木事務所（事務所）の技査による品質検査に合格した製品のうち製品に印字されている「製造会社」「規格・種別」「製造年月日」の判読できる写真撮影が可能な場合は、JIS製品と同様に形状寸法の撮影を不要とする。	H30. 8. 29 テキストP1-5参照
写真管理	材料確認	JIS認定のコンクリート2次製品について、「全景」及び製品に印字されている「製造会社」「規格・種別」「製造年月日」「JISマーク」の判読できる写真撮影が可能な場合は、形状寸法の撮影を不要とする。	H28. 6. 1 テキストP1-4参照
写真管理	小黑板電子情報化	受発注者双方の業務効率化を目的に、被写体画像の撮影と同時に工事写真における小黑板の記載情報の電子的記入及び、工事写真の信憑性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図る。	H29. 3. 31付け28高技管第329号 テキストP1-4、P1-21参照
写真管理	使用機械	あらかじめ撮影した「建設機械の全景」「排出ガス対策型建設機械指定ラベル」等の写真を各工事に使用できる。	H27. 8. 21 テキストP1-4参照

項目	細目	簡素化の内容	適用日・根拠
写真管理	過積載防止	<ul style="list-style-type: none"> ・あらかじめ撮影したダンプトラックの車両ナンバー・荷台形状の写真を各工事で使用してよい。 ・監督職員並びに検査職員の求めに応じて、自動車検査証及び定期検査合格証を提示する。 	H27.3.16 テキストP1-4参照
出来形管理	施工経過図	<p>場所打ちコンクリート（主たる構造物）及びトンネル掘削等施工経過図により進捗状況との照合が必要な工種で作成 なお、契約額1000万円未満は省略 ※施工経過図を作成する構造物については、施工打ち合わせ時に協議を行うこと</p>	R3.4.1（一部改正） テキストP1-3・P8-3参照
出来形管理	出来形管理図表	<p>図面等で表示可能なものは出来形管理図表を省略。 なお、契約額1000万円未満は省略。 ※展開図に測定数値を記入し省略することができる。</p>	テキストP1-3・P8-3参照
出来形管理	出来形管理図表	<p>構造物等の出来形管理におけるヒストグラムの作成は不要。</p>	
品質管理	コンクリートの品質管理	<p>コンクリートの種別毎の総数量が50m³未満の品質管理は1工種1回以上または、レディーミクストコンクリート工場（JISマーク表示認定工場）の品質証明書等のみとすることができる。</p>	
提出書類	施工体制台帳 【下請関係書類】	<p>下請関係書類は、施工体制台帳の鏡、施工体系図及び下請契約書の鏡の写しを施工計画書に綴じ込み工事監督職員に提出すること。なお、下請総額の範囲外については、下請契約書の鏡の写しの添付は必要ありません。 ※発注者から直接建設工事を請け負った建設業者は、建設業法に基づき作成する施工体制台帳には、発注者との契約書の写し、下請負人との契約書の写し、技術者の資格証の写し、技術者の雇用関係を証する写し等が必要です。</p>	テキストP3-17参照
提出資料	材料使用承認願	<p>生コンクリートやアスファルトの配合報告書が事務所で一括保存されている場合は省略できるが、配合等に変更が生じた場合は随時提出すること。また、施工計画書の主要材料には記載すること。 各種材料カタログ等は、原則として事務所で一括保存されている場合は省略できる。 ※JIS製品は上記資料の提出は不要。</p>	テキストP1-3・P8-4参照
提出資料	完成写真の提出部数等	<p>工事完成時に発注機関に提出する完成写真の提出部数を本庁契約は2部、その他は1部とする。 また、写真の紙質は写真用紙にする必要はありません。</p>	R2.11.1以降適用 テキストP6-5、P8-32参照
提出資料	使用量一覧表	<p>現場打ちコンクリートのみ、但しアスファルト合材及び法面工等工種により必要なものは、監督職員と協議する。</p>	テキストP1-3、P1-4、P8-3参照
提出資料	建設副産物の適正処理 (E表)	<p>コピーの提出は不要、監督職員の確認を受ける。ただし、検査時には提示すること。</p>	テキストP1-4参照

項目	細目	簡素化の内容	適用日・根拠
提出資料	起工測量	起工測量の結果、設計図書と相違が無い場合は、確認表と野帳のコピーのみの提出とする。	R2.4.1 テキストP1-5参照
提出資料	工事日誌	請負代金額3000万円未満の工事又は工期が90日未満の工事については監督職員の指示により省略することができる。省略した場合は、指示簿等を用いて書面で指示する。	テキストP8-4参照
施工計画書	総合工程表	舗装工事など工種が少なく工事期間が短期間で終わる工事については、監督職員と協議のうえ、技術管理要綱第5条第1項（3）その他の工程表（様式5）で代用できる。	テキストP1-4参照
施工計画書	（3）作業主任・資格等一覧	<ul style="list-style-type: none"> ・現場に掲示し、必要とされる有資格者の記録を保管する。 ・施工計画書には、必要な免許種別を記載した様式のみを添付。 	テキストP1-4参照
検査	舗装抜き取りコア数	<p>1 0 0 0 m²未満 3 個</p> <p>1 0 0 0 m²～2 0 0 0 m²未満 6 個。</p> <p>2 0 0 0 m²以上は、1 0 0 0 m²毎に 1 個追加</p>	テキストP1-4参照
その他	遠隔臨場	「段階確認」、「材料確認」と「立会」を必要とする作業について遠隔臨場（ウェアラブルカメラ等）を適用して、受発注者の作業効率化を図る。	R2.3.31付け元高技管第338号 テキストP1-5・P1-17参照
単価契約工事	舗装単価契約	テキストP1-21参照	

土木部各課長 様
土木部各出先機関長 様

技術管理課長

高知県建設工事成績評定要領における「創意工夫」の評価項目について（通知）

高知県建設工事成績評定要領第 3 条第 2 項による、一次評定者が「5 創意工夫」について評価する場合の評価項目について、下記のとおり取り扱うこととしましたので、通知します。

なお、この取り扱いに伴い、「創意工夫・社会性等に関する実施状況について」の提出は不要とします。

記

地域への貢献、安全対策や施工管理の工夫などについては、施工計画書に記載し写真などにより確認が出来るようにしておくこと。
(確認票可)

1 評価項目

「創意工夫」で評価する項目は、以下の項目に限る。（「別紙-1」参照）

(1) 遠隔臨場

建設現場の遠隔臨場に関する試行要領について（令和 2 年 3 月 3 1 日付け元高技管第 3 3 8 号技術管理課長通知）に規定する遠隔臨場を実施した工事については、【施工】(14) 項目で加点点評価する。〔1 点〕

(2) I C T 活用工事

I C T 活用工事試行要領の改定及び制定について（令和 3 年 11 月 18 日付け 3 高技管第 250 号土木部長通知）に規定する、
・「発注者指定型」、「施工者希望 I 型」、「内製化チャレンジ I 型」又は「内製化チャレンジ II 型」で実施した工事については、【施工】(15) 項目で加点点評価する。〔2 点〕
・「簡易型」で実施した工事については、加点点評価〔1 点〕とする。

(3) 週休 2 日制モデル工事（4 週 8 休）

「週休 2 日制モデル工事」実施要領（平成 29 年 10 月 2 日付け 29 高土政第 671 号土木部長通知）及び「週休 2 日制モデル工事」実施要領の一部改正について（令和 4 年 3 月 4 日付け 3 高土政第 1140 号土木部長通知）に規定する、週休 2 日（4 週 8 休）を達成した工事については、【その他】項目で加点点評価する。〔1 点〕

2 適用日

令和 4 年 4 月 1 日以降の契約工事

問合せ先
技術管理課 技査
TEL 088-823-9825

事 務 連 絡
令和 4 年 2 月 4 日

農業基盤課長	様
治山林道課長	様
漁港漁場課長	様
土木部関係各課長	様
土木部関係出先機関長	様
電気工水課長	様

土木部技術管理課長

鉄筋構造物の加工鉄筋の形状寸法等写真撮影の省略について（通知）

このことについて、これまで高知県建設技術管理要綱第9条（写真管理）により、使用材料として加工鉄筋の形状寸法を撮影するよう指導してきましたが、最近の国土交通省の実施状況等を確認した結果、省略することとしましたので通知します。

記

1 改正内容

鉄筋構造物の加工鉄筋の形状寸法及び使用数量写真の撮影は省略する。
（形状寸法と使用数量は組立確認により兼ねる）、ただし保管状況については撮影する。

2 施行日

令和 4 年 2 月 4 日

3 問い合わせ先

土木部技術管理課 検査担当 TEL088-823-9825

3 高技管第 271 号
令和 3 年 11 月 18 日

土木部各課長
各土木事務所長 様

技術管理課長
(公印省略)

ICT活用工事の発注方法について (通知)

このことについて、ICT活用工事 (ICT土工) 試行要領の改定及びICT活用工事 (ICT海上地盤改良工) の追加に伴い、発注方法等を下記のとおり定めましたので通知します。

なお、これに伴い、令和 3 年 9 月 29 日付け 3 高技管第 207 号「ICT活用工事の発注について (通知)」は廃止します。

記

1 対象工事

以下 (1) ~ (10) の各条件に該当する工事

なお、災害復旧事業については、防災砂防課と事前協議のうえ設計計上の可否を確認すること。

(1) ICT土工

下表において、1,000m³ 以上の土工量を含む工事または設計金額が 20,000 千円以上の工事

工種	種別
河川土工、砂防土工、海岸土工	掘削工 (河床等掘削含む)、盛土工、法面整形工
道路土工	掘削工、路体盛土工、路床盛土工、法面整形工
レベル 2 工種(擁壁工等)	作業土工

(2) ICT舗装工

下表において、2,000m² 以上の舗装工を含む工事

工種	種別
舗装工	アスファルト舗装工、半たわみ性舗装工、排水性舗装工、透水性舗装工、グースアスファルト舗装工、コンクリート舗装工
付帯道路工	

(3) ICT舗装工 (修繕工)

下表の工種において、3,000m² 以上の舗装工を含む工事

工種	種別
舗装工	切削オーバーレイ工

(4) ICT地盤改良工

下表の工種を含む工事

工種	種別
河川土工、海岸土工	路床安定処理工、表層安定処理工、固結工（中層混合処理）、固結工（スラリー攪拌工）
道路土工	路床安定処理工、固結工（中層混合処理）、固結工（スラリー攪拌工）

(5) ICT法面工

下表の工種にかかる請負工事費の設計金額の合計が10,000千円以上の工事

工種	種別
人力施工による植生工	植生マット工、植生シート工、植生筋工、筋芝工、張芝工、人工張芝工、市松芝工、植生穴工
機械播種施工による植生工	植生基材吹付工、客土吹付工、種子散布工
モルタル吹付工	モルタル吹付工
コンクリート吹付工	コンクリート吹付工
現場吹付法枠工	現場吹付法枠工

(6) ICT構造物工

下表の工種を含む工事

工種	種別
橋台工	橋台躯体工
RC橋脚工	橋脚躯体工

(7) ICT浚渫工

下表の工種を含む工事

工種	種別
浚渫工	ポンプ浚渫工、グラブ浚渫工、硬土盤浚渫工、岩盤浚渫工、バックホウ浚渫工

(8) ICT基礎工

下表の工種を含む工事

工種	種別
基礎工	基礎捨石、捨石本均し、捨石荒均し

(9) ICTブロック据付工

下表の工種を含む工事

工種	種別
ブロック据付工	被覆ブロック据付、根固ブロック据付、消波ブロック据付

(10) ICT海上地盤改良工

下表の工種を含む工事

工種	種別
海上地盤改良工	床掘工、置換工

2 発注方法

- (1) ICT土工 …別紙フローによる
- (2) ICT舗装工…施工者希望型
- (3) ICT舗装工（修繕工）…施工者希望型
- (4) ICT地盤改良工…施工者希望型
- (5) ICT法面工…施工者希望型
- (6) ICT構造物工…施工者希望型
- (7) ICT浚渫工…施工者希望型
- (8) ICT基礎工…施工者希望型
- (9) ICTブロック据付工…施工者希望型
- (10) ICT海上地盤改良工…施工者希望型

※(1)～(10)以外の方法により発注する場合及び以下に該当する場合は、技術管理課と協議すること。

- ・現場条件等によりICTの活用が困難と予想される場合
- ・既に発注されている工事で、ICTの活用による施工を検討する場合

3 適用日

令和3年11月18日以降に積算する工事

4 留意事項

入札公告の工事概要欄又は指名通知のその他の条項及び特記仕様書へ必要事項を記入すること。

なお、実施設計書で特記仕様書に記載がない場合でも、対象工事に該当すれば変更設計書で特記仕様書に記載すれば、実施可能

(ICT活用工事 (ICT土工、ICT舗装工、ICT舗装工 (修繕工)、ICT地盤改良工、ICT法面工、ICT構造物工、ICT浚渫工 [港湾]、ICT基礎工 [港湾]、ICTブロック据付工 [港湾]、ICT海上地盤改良工 [港湾]) 試行要領を参照)

(入札公告又は指名通知の記入例)

[発注者指定型]

この工事は、ICT活用工事「発注者指定型」の対象である。

[施工者希望型]

この工事は、ICT活用工事「施工者希望型」の対象である。

5 担当

契約に関すること	土木政策課 契約担当
施工管理・監督・検査に関すること	技術管理課 技査担当
ICT活用工事試行要領及び積算に関すること(港湾工事以外)	技術管理課 設計基準担当
ICT活用工事試行要領及び積算に関すること(港湾工事)	港湾・海岸課 港湾建設担当

ICT活用工事試行要領

技術管理課のホームページにICT活用工事のページを作成している
 ので、最新の試行要領等については、以下のアドレスからご確
 認をお願いします。

<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/170601/2018030600075.html>

ICT活用工事 試行要領

【令和3年11月18日以降】

ICTの全面的な活用を促すため、ICT土工試行要領を改定し、ICT海上地盤改良工を制定しました。
 本試行要領は、令和3年11月18日以降に積算する工事に適用する。

	制定 (改定)	試行要領 ICT活用工事計画書	Q & A
ICT土工 (内製化チャレンジI・II型、簡易型を 含む)	平成29年6月5日 (令和3年11月18 日)	P) ICT活用工事(ICT土工)試行要領[PDF: 108KB] W) ICT活用工事(ICT土工)計画書【様式1】 [DOC: 36KB]	Q & A : 7件 P) ICT土工のQ&A集 [220126] [PDF: 798KB]
ICT舗装工	平成30年5月7日 (令和3年10月1 日)	P) ICT活用工事(ICT舗装工)試行要領[PDF: 97KB] W) ICT活用工事(ICT舗装工)計画書【様式1】 [DOC: 37KB]	Q & A : 1件 P) ICT舗装工のQ&A集 [210713] [PDF: 174KB]
ICT舗装工(修繕工)	令和2年10月19 日	P) ICT活用工事(ICT舗装修繕工)試行要領[PDF: 86KB] W) ICT活用工事(ICT舗装修繕工)計画書【様式1】 [DOC: 35KB]	
ICT法面工	令和2年10月19 日 (令和3年2月1 日)	P) ICT活用工事(ICT法面工)試行要領[PDF: 107KB] W) ICT活用工事(ICT法面工)計画書【様式1】 [DOC: 30KB]	Q & A : 2件 P) ICT法面工のQ&A集 [211027] [PDF: 244KB]
ICT地盤改良工	令和元年7月18日 (令和2年10月19 日)	P) ICT活用工事(ICT地盤改良工)試行要領[PDF: 88KB] W) ICT活用工事(地盤改良工)計画書【様式1】 [DOC: 31KB]	
ICT構造物工	令和3年10月1日	P) ICT活用工事(ICT構造物工)試行要領[PDF: 101KB] W) ICT活用工事(ICT構造物工)計画書【様式1】 [DOC: 32KB]	
ICT浚渫工【港湾】	平成30年5月7日 (令和2年10月19 日)	P) ICT活用工事(ICT浚渫工)試行要領[PDF: 76KB] W) ICT活用工事(ICT浚渫工)計画書【様式1】 [DOC: 33KB]	

(問合せ先)

高知県土木部技術管理課

088-823-9826

元高技管第338号
令和2年3月31日

各所属長 様

土木部技術管理課長
(公印省略)

建設現場の遠隔臨場に関する試行要領について（通知）

うえのことについて、国土交通省の運用にあわせて、高知県における「建設現場の遠隔臨場に関する試行要領（高知県案）」を定めましたので通知します。

建設現場の遠隔臨場に関する試行要領（高知県案）

（趣旨）

第1条 この要領は、高知県土木部が発注する公共工事の現場において、「建設現場の遠隔臨場」を試行するために、必要な事項を定めたものである。

（目的）

第2条 本要領は、高知県土木部が発注する公共工事の現場において「段階確認」「材料確認」と「立会」を必要とする作業を遠隔臨場を適用して、受発注者の作業効率化を図るとともに、契約の適正な履行として施工履歴を管理するために、以下の事項を定めたものである。

（適用の範囲）

第3条 本要領は、所定の性能を有する遠隔臨場の機器を用いて、「高知県建設工事共通仕様書」に定める「段階確認」、「材料確認」と「立会」を実施する場合に適用する。

なお、試行は全ての工事を対象に受発注者の協議により本要領に従い実施するものとする。

（費用）

第4条 本試行を実施するにあたり必要とする費用は技術管理費に含むものとする。

（工事成績評定）

第5条 本要領に基づき、建設現場の遠隔臨場を実施して、その導入効果が認められた工事は、高知県建設工事成績評定において、工事成績採点の考査項目別運用表における考査項目「創意工夫」の【施工】（14）「施工管理ソフト、土量管理システム等の活用に関する工夫」または【その他】で評価する。

（その他）

第5条 本要領以外の事項については、国土交通省が定めている「建設現場の遠隔臨場に関する試行要領（案）」「建設現場の遠隔臨場に関する監督・検査試行要領（案）」を準用するものとする。

附則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

遠隔臨場、Web会議

公開日 2021年03月31日

遠隔臨場、Web会議の通知等を掲載しております。

建設分野のデジタル化推進ポータルサイト

高知県内の建設分野において、遠隔臨場やWEB会議を推進する目的で、オンライン会議ツール（Zoom）の基本操作マニュアルやFAQなどを掲載してまいります。

- 2021年3月19日 建設分野のデジタル化推進ポータルサイトを開設しました。

遠隔臨場、WEB会議等に関するヘルプデスク

オンライン会議ツールの操作方法やお困りごとに関して、ご相談をすることができるヘルプデスクを用意しておりますので、お気軽にご相談ください。

（平日）9:00～12:00、13:00～17:00

（土、日、祝、年末年始を除く）

TEL 050-5434-4540

FAX 088-802-5367

マニュアル

オンライン会議ツールZOOM基本操作マニュアル

- [ワード\[DOCX: 43MB\]](#)
- [P D F \[PDF: 18MB\]](#)

遠隔臨場

- [建設現場の遠隔臨場に関する試行要領について（令和2年4月1日）](#)

Web会議

- [令和3年度デジタル化関連予算（案）の概要（令和3年2月16日）\[PDF: 222KB\]](#)
- [令和2年9月補正予算の概要（WEB会議用設備の導入・タブレット186台の導入）受注者用（令和2年11月4日）\[PDF: 366KB\]](#)
- [令和2年9月補正予算の概要（WEB会議用設備の導入・タブレット186台の導入）県職員用（令和2年10月15日）\[\[PDF: 370KB\]](#)
- [オンライン協議やWEB段階確認を円滑に行うためのiPadの追加配布について（令和2年8月11日）](#)
- [WEB 会議等の積極的な利用について（令和2年3月11日）](#)

連絡先

高知県 土木部 技術管理課

住所： 〒780-8570 高知県高知市丸ノ内1丁目2番20号

電話： 088-823-9825

ファックス：088-823-9263

メール： 170601@ken.pref.kochi.lg.jp

PDFの閲覧にはAdobe System社の無償のソフトウェア「Adobe Reader」が必要です。下記のAdobe Readerダウンロードページから入手してください。

[Adobe Readerダウンロード !\[\]\(4437b8bcd302a8a7842f427c675b66ad_img.jpg\)](#)

土木部各課長
土木部各出先機関長 } 様

技術管理課長
(公印省略)

情報共有システム活用工事の発注について (通知)

監督及び検査業務の円滑かつ効率化を目的とした、土木工事の情報共有システムについては、令和元年6月28日付け元高技管第85号「情報共有システム活用工事の発注について(通知)」により運用しているところです。

新型コロナウイルス感染防止対策や業務の効率化に向けた更なる利用促進を図るために、対象工事の拡大を実施することとし、下記のとおり運用を変更することとしましたので通知します。

また、システム利用については、「情報共有システム運用ガイドライン (案)」をご確認ください。

なお、これに伴い、令和元年6月28日付け元高技管第85号「情報共有システム活用工事の発注について (通知)」は廃止します。

記

1 対象工事

高知県土木部が発注する以下の工事とする (ただし、建築工事を除く)。

(1) 請負金額が 2 千万円以上の工事

…「発注者指定型」(情報共有システムの活用を義務付ける工事)

(2) 請負金額が 2 千万円未満の工事のうち、情報共有システムを導入することで業務の効率化が図られると判断される工事

…「受注者希望型」(契約後、受発注者間の協議により活用を決定する工事)

2 特記仕様書への記載

対象工事を発注する際に、別紙に定める内容を特記仕様書に記載すること。

3 その他

・システム利用に係る費用は、共通仮設費 (技術管理費) の率分に含まれているため、別途計上する必要はない。

・発注者指定型であっても、特別な理由により情報共有システムの活用が困難であると思われるものについては、技術管理課と協議すること。

4 適用日

令和3年11月1日以降に積算する工事とする。

ただし、既に契約している工事についても受発注者で協議のうえ、適用できるものとする。

(問い合わせ先)

技術管理課

TEL : 088-823-9826

3 高技管第 340 号
令和 4 年 3 月 8 日

各 課 長
各出先機関長
} 様

農 業 振 興 部 長
林業振興・環境部長
水 産 振 興 部 長
土 木 部 長
(公 印 省 略)

電子納品運用に関するガイドラインの改定について（通知）

このことについて、運用の見直しを行い、内容の一部を改定しましたので通知します。詳細については、2. に示す土木部イントラネットをご確認ください。なお、高知県ホームページにも掲載します。

適用は、令和 4 年 4 月 1 日以降の納品物にかかるものとします。

記

1. 改定概要

委託業務	工事
<ul style="list-style-type: none">国土交通省の参考ホームページリンクの更新デジタル写真編集承諾願の押印省略	<ul style="list-style-type: none">木材利用実績調査の取り扱いの削除国土交通省の参考ホームページリンクの更新デジタル写真編集承諾願の押印省略

2. 掲載場所

- イントラネット

<http://info/~doboku/systemhelp/kensa/index.html>

([高知県庁イントラウェブ]－[土木部イントラ]－[技術管理課]－
[電子納品])

- ホームページ

<http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/170601/cals-dl.html>

([高知県ホームページ]－[組織からさがす]－[土木部]－[技術管理課]－
[電子納品]－[電子納品に関する基準])

問い合わせ先

土木部技術管理課

TEL 088-823-9826

FAX 088-823-9263

各土木事務所長 様

技術管理課長

道 路 課 長

舗装単価契約工事における関係書類の取り扱いについて（通知）

舗装単価契約工事において受注者が作成する工事関係書類の取り扱いについては、明確な定めがなく、それぞれの発注機関により運用されているところです。今後、下記により取り扱うこととしますので、受注者への指導等、適正な運用に努めていただきますようお願いいたします。

記

1 舗装単価契約工事における関係書類の取り扱い

工事関係書類	取り扱い区分	摘 要
①コリンズ (CORINS)	登録不要	
②材料使用承諾願 ・アスファルト合剤・乳剤 ・区画線 ・砕石 ・その他	最初の施工時に提出	以降の契約内の追加工事については、当初提出分の材料や配合に変更がなければ提出不要。 ※配合報告書や製品カタログは、事務所で一括保管されている場合、添付不要。
③完成図	提出	
④使用量一覧表	提出	
⑤工事写真	提出	
⑥産業廃棄物処理関係書類 ・産業廃棄物処理契約書 ・マニフェスト ・伝票類 ・一覧表	提示	完成検査時に提示。提出は不要。 ※産業廃棄物処理契約書は当初の単価契約時に示された工期に基づき契約した産業廃棄物処理契約書のみで可。処分場に変更がなければ、追加工事ごとの処分場との契約締結は不要。
⑦安全管理書類	提示	完成検査時に提示。提出は不要。
⑧資材の伝票類	提示	完成検査時に提示。提出は不要。
⑨品質管理書類	不要	ただし、温度測定については写真等で記録を残すこと。
注 1 : 出来形管理については、高知県建設工事技術管理要綱により実施すること。ただし、材料使用量など、舗装厚が確認できる資料があれば、コア採取は省略できるものとする。 注 2 : その他、下請契約書など、提出が必要な書類がある場合は、施工計画書の表紙を使用して提出。		

2 適用年月日：通知日以降適用

問い合わせ先

技術管理課：技査

道 路 課：維持担当

平成 20 年 7 月 31 日

土木部各課長
土木部各出先機関長 } 様

土木部長

土木部発注工事における県内産資材優先使用の徹底について（通知）

標記については、平成 17 年 3 月 28 日付 16 高建管第 733 号「土木部発注工事における県内産資材優先使用の特記仕様書への明記について(通知)」に基づき、平成 17 年度以降、県内産資材の優先使用に取り組んでいます。

また、平成 20 年度は「県内産品や技術のさらなる活用」を土木部の重点取組項目にも掲げています。

そこで、この取組みの一層の徹底を図るため、県外産資材を使用する場合の確認をより厳格にすることにしました。

つきましては、平成 17 年 3 月 28 日付 16 高建管第 733 号「土木部発注工事における県内産資材優先使用の特記仕様書への明記について(通知)」の一部を下記のとおり改定しましたので通知します。

記

1. 改定内容

①「5. 県内産資材使用状況の確認」

監督職員は、施工計画書の主要材料記載欄にて、県内産資材又は県外産資材の確認を行うこと。

また、施工打合わせ時には**主任監督員**が主要材料記載欄を確認し、県外産資材の使用としている場合は、その理由の説明を求めるとともに、打合わせ事項に記載させること。なお、特記仕様書に示す「機能、品質、価格等が同等」であるにもかかわらず県外産資材の使用としている場合は、改めて県内産資材優先使用の協力要請を行うこと。

検査職員は、検査時に県内産資材の使用状況を確認し、県外産資材を使用している場合は、監督職員及び請負業者から理由を確認すること。

②特記仕様書記載例

第 条 県内産資材の優先使用

- 1 本工事に使用する資材は、機能、品質、価格等が同等であれば、県内産資材を優先して使用するものとする。

なお、県外産資材を使用する場合は、使用理由を施工計画書の打合せ事項に記載し、監督員の確認を受けること。また、検査時に県外産資材を使用した理由を検査職員に説明すること。

注1： 県内産資材とは、高知県内で産出した原材料を用いて、高知県内で製造、加工した資材、又は高知県外で産出した原材料を用いて、高知県内で製造、加工された資材をいう。

ただし、①木材は、高知県内の森林から生産されたもの、②生コンクリートの細骨材に配合する海砂は、高知県内で産出されたもの、③木製型枠は、高知県内の森林から生産された木材で製造されたものとする。

注2： 県外産資材とは、県内産資材以外の資材をいう。

2. 適用

平成20年8月1日以降、打合わせする工事（特記仕様書の記載は、平成20年8月1日以降、積算するもの）。

3. その他

「1. 改定内容 ②特記仕様書記載例」により、①平成15年3月12日付け14高土企第349号「土木部発注工事における県産木材使用の特記仕様書への明記について」、②平成15年10月20日付け15高建管第430号「土木部発注工事における県産海砂を配合した生コンクリートの優先使用について特記仕様書への明記について」、③平成17年3月25日付け16高建管第650号「『木製型枠』の使用について」に記載の県内産資材の優先使用に関する記載内容を集約する。

4. 問い合わせ先

建設管理課設計基準担当 TEL 088-823-9826
FAX 088-823-9263

3 高技管第 233 号
令和 3 年 10 月 12 日

土木部各課長
土木部各出先機関長 様

技術管理課長
(公印省略)

鉄筋構造物における生コンクリートのスランプの適用について（通知）

国土交通省では、i-Construction のトップランナー施策の一つとして、生産性向上を進めるため、「コンクリート構造物の設計・施工段階における生産性向上の取組」（令和 3 年 3 月 25 日付け国技建管第 25 号）が作成されたところです。

このため、高知県土木部においても、下記のとおり鉄筋構造物における生コンクリートのスランプの適用について運用を定めましたので通知します。

記

1 対象構造物

呼び強度 21N/mm² および 24N/mm² で設計する鉄筋構造物

2 適用するスランプ

12 c m

4 適用年月日

- ・令和 3 年 10 月 12 日以降に鉄筋構造物を設計する委託業務
- ・令和 3 年 10 月 12 日以降に鉄筋構造物を設計計上する工事

なお、既発注工事についても、受発注者間で協議し、設計変更できるものとする

5 問い合わせ先

技術管理課

TEL 088-823-9826

30 高技管 第 42 号
平成 30 年 4 月 24 日

土木部各課長
土木部各出先機関長 様

技術管理課長

土木部発注工事における建設副産物処理の設計計上の方法について（通知）

土木部発注工事における建設副産物の処理に関することについては、平成 22 年 3 月 31 日付け 21 高建管第 1296 号で通知しているところです。処理数量の確定方法については、地山の状態等で体積確認ができないものについては運搬車全車の写真撮影を義務つけていましたが、現場管理の省力化を図るため、今後は、設計数量の確定が可能な場合は運搬車全車の写真撮影の必要はなく、代表的な施工状況写真を撮影することとしましたので通知します。

また、これに伴い平成 22 年 3 月 31 日付け 21 高建管第 1296 号及び平成 23 年 12 月 9 日付け 23 高建管第 763 号は廃止します。

記

1. 設計書の作成について

- (1) 平成 19 年 3 月 26 付け 18 高建管第 883 号「公共工事における建設副産物等の取扱いについて」の「2. 建設副産物の取扱い」により処理方法を決定する。
- (2) 処理数量の計上は、計量法に定める計量単位である「t」と「m³」を用いる。
- (3) 建設副産物の処理方法は「指定」、処理施設の選択は「任意」とし、施工条件明示書に算出に用いた処理施設の場所と併せて明記する。
- (4) 特記仕様書には、計量法に定める計量単位により処理数量の証明できる資料を提出することを受注者に義務付けることを明記。

2. 契約上の取扱い

- (1) 建設副産物のうち産業廃棄物の処理を他者に委託する場合は、産業廃棄物処理票（以下「マニフェスト」という。）が発行されるが、これは、産業廃棄物の適正処理を確認するためのもので、処理数量の履行を証明するものではない。
- (2) 受注者と処理施設との間で「ダンプトラックの台数等」の単位を用いた契約を結ぶこと自体は有効であるが、県と受注者との契約においては「t」、「m³」などの計量法に基づく計量単位を用いることから、上記 1. (2) に示す単位での数

量証明を受注者に求める。

- (3) 上記1.(3) とすることから、契約上の計量単位及び運搬距離は原則、設計変更の対象とはならない。

3. 処理数量の確定方法

産業廃棄物の処理が他者に委託されている場合は、受注者にマニフェストの提示を受け、適正処理を確認するとともに以下の確認を行う。

なお、地山の状態等であっても代表写真を撮影するのは、各工程における施工状況を確認するためである。

(1) 建設副産物の処理数量を重さ（「t」）により確定する場合

①受注者は、建設副産物を現場内（現場外に仮置きした場合は積替保管場所）から搬出する時、工事黒板に運搬車のナンバー、出発時刻を記載し（運搬を他者に委託する場合は、マニフェスト交付番号も記載する。）、工事黒板と荷姿、運搬車のナンバーが写るよう運搬車後面のデジタル写真撮影をする。（各積載重量別車両毎に1工程以上（以下「代表写真」という。））

※1、代表写真撮影時は、積込後の出発時及び処分場到着時の両方を撮影する。

（運搬状況や追跡写真は不要）

※2、各積載重量別とは、運搬車が「10t・10台」「4t・5台」の使用であれば、「10t・1台」「4t・1台」以上の写真を撮影する。

②受注者は、①の全車両について処理施設に設置されているトラックスケールにて、重さを測定し、レシート等の記録を保管する。

③受注者からの①（電子データの提出）、②（レシート等の提示）の資料及び変更申請図書を基に設計数量を確定する。

(2) 建設副産物の処理数量を体積（「m³」）により確認する場合

次の1) から3) のうち、いずれかの方法により確定する。

1) コンクリート殻、アスファルト殻及び土砂など地山の状態、または、建設発生木材（伐採木を含む）を山積みした状態等で体積確認ができるものは、地山測定による設計数量の確定をする。

受注者は、建設副産物を現場内（現場外に仮置きした場合は積替保管場所）から搬出する時、工事黒板に運搬車のナンバー、出発時刻を記載し（運搬を他者に委託する場合は、マニフェスト交付番号も記載する。）、工事黒板と荷姿、運搬車のナンバーが写るよう運搬車後面のデジタル写真撮影をする。（代表写真）

2) 前記「(1) 建設副産物の処理数量を重さ（「t」）により確認する場合」により

重さを測定し、換算係数を用いて体積を算出して設計数量を確定する。（「積算の手引き 第1章直接工事費の積算」参照）

3) 地山状態または、建設発生木材（伐採木を含む）を山積みした状態等で体積確認ができずに、掘削や取壊しなどを行った場合は、現場外への搬出の際に以下により確認する。

①受注者は、建設副産物を現場内（現場外に仮置きした場合は積替保管場所）から搬出する時、工事黒板に運搬車のナンバー、出発時刻を記載する（運搬を他者に委託する場合は、マニフェスト交付番号も記載する。）。（全車写真）

②受注者は、①の工事黒板と併せ、積荷の体積が確認できるようリボンテープ等のスケールをあてデジタル写真撮影をする。（全車写真）

③また、②の状態のまま運搬車のナンバーが写るよう運搬車後面のデジタル写真撮影をする。（全車写真）

④受注者からの②③（電子データの提出）資料及び変更申請図書を基に設計数量を確定する。

(3) 受注者と処理施設との間で「台数」による単位を用いた契約を行っている場合

①受注者は、建設副産物を現場内（現場外に仮置きした場合は積替保管場所）から搬出する時、工事黒板に運搬車のナンバー、出発時刻を記載する（運搬を他者に委託する場合は、マニフェスト交付番号も記載する。）。（全車写真）

②受注者は、①の工事黒板と併せ、積荷の体積が確認できるようリボンテープ等のスケールをあてデジタル写真撮影をする。（全車写真）

③また、②の状態のまま運搬車のナンバーが写るよう運搬車後面のデジタル写真撮影をする。（全車写真）

④受注者からの②③（電子データの提出）資料及び変更申請図書を基に設計数量を確定する。

(4) 建設副産物（建設発生木材（伐採木を含む））を売却する場合

①受注者は、木材を現場内（現場外に仮置きした場合は積替保管場所）から搬出する時に、工事黒板に運搬車のナンバー、出発時刻を記載する。（木材市場等まで運搬を他者に委託する場合は、マニフェスト交付番号も記載する。ただし、伐採木の売却を目的とした伐採木の枝打ち、玉切り等の加工、選別をしたものは、マニフェスト交付番号の記載は必要ない。）

②受注者は、①の工事黒板と併せ、積荷の体積が確認できるよう運搬車のナンバーが写るよう運搬車後面のデジタル写真撮影をする。（代表写真）

③受注者からの木材市場等の受入伝票（提示）、①②（電子データの提出）資料及び変更申請図書を基に設計数量を確定する。

4. 前記3. の作業の特記仕様書記載例

本工事において、現場内（現場外に仮置きした場合は積替保管場所）から建設副産物を搬出する場合、受注者は、搬出時等に以下のいずれかの作業を行い撮影したデジタル写真（電子データ）等を設計数量の確認資料として、監督職員に提出等をするものとする。

（作業内容）

（1）建設副産物の処理数量を重さ（「t」）の単位する場合

①受注者は、建設副産物を現場内（現場外に仮置きした場合は積替保管場所）から搬出する時、工事黑板に運搬車のナンバー、出発時刻を記載し（運搬を他者に委託する場合は、マニフェスト交付番号も記載する。）、工事黑板と荷姿、運搬車のナンバーが写るよう運搬車後面のデジタル写真撮影をする。（各積載重量別車両毎に1工程以上（以下「代表写真」という。））

②受注者は、①の全車両について処理施設に設置されているトラックスケールにて、重さを測定し、レシート等の記録を保管する。

③受注者は、監督職員に①の電子データを提出し、②の記録を提示する。

（2）建設副産物の処理数量を体積（「m³」）の単位とする場合次の1）から3）のうち、いずれかの方法により確定する。

1）コンクリート殻、アスファルト殻及び土砂など地山の状態または、建設発生木材（伐採木を含む）を山積みした状態等で体積確認ができるものは、地山測定による設計数量の確定をする。

受注者は、建設副産物を現場内（現場外に仮置きした場合は積替保管場所）から搬出する時、工事黑板に運搬車のナンバー、出発時刻を記載し（運搬を他者に委託する場合は、マニフェスト交付番号も記載する。）、工事黑板と荷姿、運搬車のナンバーが写るよう運搬車後面のデジタル写真撮影をする。（代表写真）

2）前記「（1）建設副産物の処理数量を重さ（「t」）により確認する場合」により重さを測定し、換算係数を用いて体積を算出して設計数量を確定する。

- ・コンクリート塊（鉄筋）2.5 (t/m³)
- ・コンクリート塊（無筋）2.35 (t/m³)
- ・アスファルト塊 2.35 (t/m³)
- ・掘削土（土砂）1.8 (t/m³)
- ・掘削土（軟岩）2.2 (t/m³)
- ・掘削土（硬岩）2.5 (t/m³)

3）地山状態または、建設発生木材（伐採木を含む）を山積みした状態等で体積確認ができずに、掘削や取壊しなどを行った場合は、現場外への搬出の際に以下により確認する。

①受注者は、建設副産物を現場内（現場外に仮置きした場合は積替保管場所）から搬出する時、工事黑板に運搬車のナンバー、出発時刻を記載する（運搬を

- 他者に委託する場合は、マニフェスト交付番号も記載する。)。 (全車写真)
- ②受注者は、①の工事黒板と併せ、積荷の体積が確認できるようリボンテープ等のスケールをあてデジタル写真撮影をする。 (全車写真)
- ③また、②の状態のまま運搬車のナンバーが写るよう運搬車後面のデジタル写真撮影をする。 (全車写真)
- ④受注者は、監督職員に②③の電子データを提出する。
- (3) 受注者と処理施設との間の処理数量を「台数」による契約とする場合
- ①受注者は、建設副産物を現場内 (現場外に仮置きした場合は積替保管場所) から搬出する時、工事黒板に運搬車のナンバー、出発時刻を記載する (運搬を他者に委託する場合は、マニフェスト交付番号も記載する。)。 (全車写真)
- ②受注者は、①の工事黒板と併せ、積荷の体積が確認できるようリボンテープ等のスケールをあてデジタル写真撮影をする。 (全車写真)
- ③また、②の状態のまま運搬車のナンバーが写るよう運搬車後面のデジタル写真撮影をする。 (全車写真)
- (4) 建設副産物 (建設発生木材 (伐採木を含む)) を木材市場等に搬出する場合
- ①受注者は、木材を現場内 (現場外に仮置きした場合は積替保管場所) から搬出する時に、工事黒板に運搬車のナンバー、出発時刻を記載する。 (木材市場等まで運搬を他者に委託する場合は、マニフェスト交付番号も記載する。ただし、伐採木の売却を目的とした伐採木の枝打ち、玉切り等の加工、選別をしたものは、マニフェスト交付番号の記載は必要ない。)
- ②受注者は、①の工事黒板と併せ、積荷の体積が確認できるよう運搬車のナンバーが写るよう運搬車後面のデジタル写真撮影をする。 (代表写真)
- ③受注者は、監督職員に②の電子データを提出し、木材市場等の受入伝票等を提示する。

※適用日以降に土木積算システムを利用して作成する設計書には、上記の記載例が自動的に記載されます。

5. 適用

平成 30 年 7 月 1 日以降に積算する工事に適用する。

6. その他

本通知は、「高知県建設工事技術管理要綱」の規定を改定するものではない。

平成31年1月30日

土木部各課長
土木部各出先機関長
農業振興部 農業基盤課長
林業振興・環境部 治山林道課長
水産振興部 漁港漁場課長
公営企業局 電気工水課長
商工労働部 企業立地課長

様

技術管理課長
(公印省略)

「再生資源利用（促進）計画書及び実施書」の作成及び内容確認時の
留意事項について（通知）

このことについて、「再生資源利用（促進）計画書及び実施書の取扱いの変更について」（平成30年3月13日付け 29高技管第338号）及び「建設副産物実態調査に係る「再生資源利用（促進）実施書」の内容確認の徹底について」（平成30年7月4日付け 事務連絡）により通知しているところですが、このたび計画書及び実施書の作成及び内容確認時の留意事項をとりまとめましたので、工事監督職員は受注者へ周知のうえ適切に処理してください。

※ 再生資源利用（促進）実施書は、建設副産物実態調査（センサス）や簡易的建設副産物実態調査における再資源化率の算定根拠となるものです。

建設副産物実態調査とは、四国地方建設リサイクル推進計画の目標達成状況等を把握するため、再生資源利用（促進）実施書等からコンクリート、アスファルトコンクリート、建設発生木材、建設汚泥、建設混合廃棄物等の各品目における再資源化率等を集計する調査です。

概ね5年周期で実施されており、2024年度の完成工事に対して下表の目標値の達成が求められています。

※建設リサイクル推進計画2020の数値に修正済

品目	2024年度 目標値	(直近) 2018年度 実績値
アスファルト・コンクリート塊(再資源化率)	99%以上	99.9% (高知県)
コンクリート塊(再資源化率)	99%以上	99.8% (高知県)
建設発生木材(再資源化・縮減率)	97%以上	95.5% (高知県)
建設汚泥(再資源化・縮減率)	95%以上	98.2% (高知県)
建設混合廃棄物(排出率)	3%以下	2.0% (高知県)
建設発生土(建設発生土有効利用率)	80%以上	68.9% (高知県)

四国地方建設リサイクル推進計画（建設副産物対策四国地方連絡協議会）

1 留意事項

計画書及び実施書について、以下の項目を必ず確認すること。

①COBRIS で作成されていることを示す「工事 ID」が記載されていること。その際、計画書と実施書の工事 ID が同一であること。

②法人番号*が入力されていること。(個人事業主など、法人番号の指定を受けていない場合は入力不要)

※法人番号とは、国税庁が法人に対して指定した番号であり、インターネットでも公表されています。
詳細は、国税庁 法人番号公表サイト (<https://www.houjin-bangou.nta.go.jp/>)を参照。

③資材、用途、搬出先等の入力内容について、計画書及び実施書に表記されるコード説明と相違がないこと。

(コード表に無いコードは使用しない。)

④「再生資源利用促進率」が当該年度の目標値を達成していること。なお、未達成のものについては内容を確認すること。

(問い合わせ先)

技術管理課

T E L 088-823-9826

様式1 再生資源利用実施書 - 建設資材搬入工事に用 - 「建設リサイクルガイドライン」、「建設リサイクル法第18条再資源化報告」、「H30建設副産物実態調査」対応版

1. 工事概要

発注機関名	高知県 土木部本課 (建築課・住宅課を除く)	発注機関コード*1	3 9 0 1 0 9	発注担当者チェック欄	担当者	TEL	088-000-0000
-------	------------------------	-----------	-------------	------------	-----	-----	--------------

法人番号	5 0 0 0 0 0 2 0 3 9 0 0 0 0 3
請負会社名	(株) 建設
建設業許可 または 解体工事登録	大臣 知事
会社所在地	高知市丸ノ内1-2-10

表面 **留意事項**

COBRISで作成されていることを示す「工事ID」が記載されていること。
(計画書と実施書のIDが同一であることも確認。)

法人番号が入力されていること。
(法人番号の指定を受けていない場合は不要)

工事名	国道 号道路改築工事	工事種別コード*3	B - - 1	請負金額	千百十 千百十 億 億 万 万 万 1万円未満四捨五入	左記金額のうち特定建設資材(再生資源化等に要した費用)	千百十 千百十 億 億 万 万 万 1万円未満四捨五入	建築面積	百十 万 万 千 百 十 一 m2	階数	地上 階
工事施工場所	高知 都 道 高知 市 区 丸の内 - - 府 県 町 村	住所コード*4	3 9 2 0 1	工期	平成 30年 5月 10日から		平成 31年 1月 31日まで				地下 階
工事概要等	施工条件の内容 (再生資源の利用に関する特記事項等)										3. 鉄骨造 6. その他 3. 事務所 6. 倉庫 9. その他

2. 建設資材利用実施

分類	建設資材 (新材を含む全体の利用状況)			左記のうち、再生資材の利用状況 (再生資材を利用した場合に記入してください)			再生資源利用率 B/A×100	
	小分類コード*5	規格	主な利用用途コード*6	再生資材の名称コード*7	再生資材利用量(B) 小数点第三位まで	再生資材の供給元施設、工事等の名称		再生資材の供給元場所住所
特定建設資材	コンクリート	1	COBRIS		2400.000 トン	0.000 トン		0.0%
	合計				2400.000 トン	0.000 トン		0.0%
	コンクリート	1	PUI-B300-H300*600		20.000 トン	0.000 トン		0.0%
	合計				20.000 トン			0.0%
その他の建設資材	木材	1	間伐材 杉丸太平均	1	40.000 トン	30.000 トン	高知県高知市丸ノ内	75.0%
	合計				40.000 トン	30.000 トン		75.0%
	アスファルト・カチ							
	合計							
その他の建設資材	土砂	2	1	1100.000 締めm3	2	1100.000 締めm3	県道 道路改良工事	100.0%
	3	1	2000.000 締めm3	3	2000.000 締めm3	国道 号道路改築工事	100.0%	
	合計			3100.000 締めm3	3100.000 締めm3		100.0%	
	砕石	1	RC-40	3	300.000 m3	1	300.000 m3	砕石工業
その他の建設資材	合計			300.000 m3	300.000 m3		100.0%	
塩化ビニル管・継手								
石膏ボード								
その他の建設資材	合計							
合計								

下に表示されているコード説明と相違がないこと。

コード*5

コンクリートについて

1. 生コン (再生骨材)
2. 再生生コン (C0再生骨材H)
3. 再生生コン (C0再生骨材M)
4. 再生生コン (C0再生骨材L)
5. 再生生コン (その他再生骨材)
6. 無筋コンクリート二次製品 (再生骨材)
7. 再生無筋コンクリート二次製品 (再生骨材)
8. 再生無筋コンクリート二次製品 (Co再生骨材)
9. 再生無筋コンクリート二次製品 (その他再生骨材)
10. その他

コンクリート及び鉄筋から成る建設資材について

1. 有筋コンクリート二次製品 (再生骨材)
2. 有筋コンクリート二次製品 (再生骨材)
3. 再生有筋コンクリート二次製品 (Co再生骨材)
4. 再生有筋コンクリート二次製品 (その他再生骨材)
5. その他

木材について

1. 木材 (ボード類を除く)
2. 木質ボード

アスファルト・コンクリートについて

1. 粗粒度アスコン
2. 密粒度アスコン
3. 細粒度アスコン
4. 開粒度アスコン
5. 改良アスコン
6. アスファルトモルタル
7. 加熱アスファルト安定処理路盤材
8. その他

土砂について

1. 第一種建設発生土
2. 第二種建設発生土
3. 第三種建設発生土
4. 第四種建設発生土
5. 浚渫土以外の泥土
6. 浚渫土
7. 土質改良土
8. 建設汚泥処理土
9. 再生コンクリート砂
10. 山砂、山土などの新材 (採取土、購入土)

砕石について

1. クラッシュラン
2. 粒度調整砕石
3. 鉱さい
4. 単粒度砕石
5. くり石、割くり石、自然石
6. その他

塩化ビニル管・継手について

1. 塩化ビニル管
2. その他

石膏ボードについて

1. 石膏ボード
2. シーリング石膏ボード
3. 強化石膏ボード
4. 化粧石膏ボード
5. 石膏ラスボード
6. その他

その他の建設資材について (利用量の多い上位2品目を具体的に記入して下さい)

コード*6

アスファルト・コンクリートについて

1. 表層
2. 基層
3. 上層路盤
4. 歩道
5. その他 (駐車場舗装、敷地内舗装等)

土砂について

1. 道路路床
2. 路床
3. 河川築堤
4. 構造物等の裏込材、埋戻し用
5. 宅地造成用
6. 水面埋立用
7. 現場整備 (農地整備)
8. その他

砕石について

1. 舗装の下層路盤材
2. 舗装の上層路盤材
3. 構造物の裏込材、基礎材
4. その他

塩化ビニル管・継手について

1. 水道 (配水) 用
2. 下水道用
3. ケブル用

石膏ボードについて

1. 壁
2. 天井
3. その他

その他の建設資材について (利用用途を具体的に記入して下さい)

コード*7

コンクリートについて

1. 再生生コン (C0再生骨材H)
2. 再生生コン (C0再生骨材M)
3. 再生生コン (C0再生骨材L)
4. 再生生コン (その他再生骨材)
5. 再生無筋コンクリート二次製品 (再生骨材)
6. 再生無筋コンクリート二次製品 (Co再生骨材)
7. 再生無筋コンクリート二次製品 (その他再生骨材)
8. その他

コンクリート及び鉄筋から成る建設資材について

1. 有筋コンクリート二次製品 (再生骨材)
2. 再生有筋コンクリート二次製品 (Co再生骨材)
3. 再生有筋コンクリート二次製品 (その他再生骨材)
4. その他

木材について

1. 再生木材 (ボード類を除く)
2. 再生木質ボード

アスファルト・コンクリートについて

1. 再生粗粒度アスコン
2. 再生密粒度アスコン
3. 再生細粒度アスコン
4. 再生開粒度アスコン
5. 再生改良アスコン
6. 再生アスファルトモルタル
7. 再生加熱アスファルト安定処理路盤材
8. その他

土砂について

1. 第一種建設発生土
2. 第二種建設発生土
3. 第三種建設発生土
4. 第四種建設発生土
5. 浚渫土以外の泥土
6. 浚渫土
7. 土質改良土
8. 建設汚泥処理土
9. 再生コンクリート砂

砕石について

1. 再生クラッシュラン
2. 再生粒度調整砕石
3. 鉱さい
4. その他

塩化ビニル管・継手について

1. 再生塩化ビニル管
2. その他

その他の建設資材について (利用量の多い上位2品目の再生資材名称を具体的に記入して下さい)

コード*8

再生資材の供給元について

1. 現場内利用
2. 他の工事現場 (内陸)
3. 他の工事現場 (海面)
4. 再資源化施設
5. 土砂ストックヤード
6. その他

コード*9

施工条件についての指示あり

1. 再生材の利用の指示あり
2. 再生材の利用の指示なし

建設副産物情報交換システム (COBRIS) で作成した場合は、コードの説明が表示されます。
(この中に無いコードは使用しない。)

様式2 再生資源利用促進実施書 - 建設副産物搬出工事に用 -

1. 工事概要 表面(様式1)に必ずご記入下さい

建築工事に於いて、解体と新築工事を一体的に施工する場合は、解体分と新築分の数量を区分し、それぞれ別に様式を作成して下さい。

裏面

2. 建設副産物搬出実施

建設副産物の種類	発生量 (掘削等) = + + + 小数点第三位まで	現場内利用・減量				現場外搬出について										再生資源利用促進率 (%)	
		用途コード*10	利用量 小数点第三位まで	削減法 コード*11	減量化量 小数点第三位まで	搬出先名称		搬出先住所		搬出先の種類		現場外搬出量		再生資源利用促進量			
場外搬出時の性状					2ヶ所まで記入できます。3ヶ所以上にわたる時は、用紙を換えて下さい。		どこかにを付けて下さい		*4 千/百/十		*13 小数点第三位まで		*12 小数点第三位まで				
特定建設副産物 コンクリート塊	350,000 トン		0.000 トン			搬出先1 産業	公共 民間	3	和歌山県高知市本町	3:9:2:0:1	2:0:0	5	350,000 トン	0.000 トン	350,000 トン	100.0 %	
建設発生木材A (注:ポッドなど種類が異なるものを除く)	トン		トン	トン		搬出先1 公共 民間	公共 民間						トン	トン	トン	%	
アスファルト・コンクリート塊	100,000 トン		0.000 トン			搬出先1 産業	公共 民間	3	高知県高知市本町	3:9:2:0:1	2:0:0	4	100,000 トン	0.000 トン	100,000 トン	100.0 %	
その他がけ土類	トン					搬出先1	公共 民間						トン	トン	トン	%	
建設発生木材B (注:ポッドなど種類が異なるものを除く)	トン		トン	トン		搬出先1	公共 民間						トン	トン	トン	%	
建設汚泥	トン		トン	トン	トン	搬出先1	公共 民間						トン	トン	トン	%	
金属くず	トン					搬出先1	公共 民間						トン	トン	トン	%	
廃プラスチック (廃プラスチック類 ・紐手を除く)	トン					搬出先1	公共 民間						トン	トン	トン	%	
廃石膏ボード	トン					搬出先1	公共 民間						トン	トン	トン	%	
紙くず	トン					搬出先1	公共 民間						トン	トン	トン	%	
PAF (可燃性)	トン					搬出先1	公共 民間						トン	トン	トン	%	
その他の分別された廃棄物	トン					搬出先1	公共 民間						トン	トン	トン	%	
混合した廃棄物 (建設副産物)	トン					搬出先1	公共 民間						トン	トン	トン	%	
第一種 建設発生土	地山m ³		地山m ³	地山m ³		搬出先1	公共 民間						地山m ³	地山m ³	地山m ³	%	
第二種 建設発生土	地山m ³		地山m ³	地山m ³		搬出先1	公共 民間						地山m ³	地山m ³	地山m ³	%	
第三種 建設発生土	3500,000 地山m ³	4	2000,000 地山m ³	0.000 地山m ³		搬出先1 農道 道路改築工事	公共 民間	1	高知県高知市慶宮町	3:9:2:0:1	1:0:0	5	1000,000 地山m ³	地山m ³	地山m ³	1500,000 地山m ³	100.0 %
第四種 建設発生土	500,000 地山m ³		0.000 地山m ³	0.000 地山m ³		搬出先2 高知市 町ストックヤード	公共 民間	2	高知県高知市 町	3:9:2:0:1	2:0:0	5	500,000 地山m ³	地山m ³	地山m ³	0.0 %	
海浜土以外の泥土	地山m ³		地山m ³	地山m ³		搬出先1	公共 民間						地山m ³	地山m ³	地山m ³	%	
浸透土 (建設発生土を除く)	地山m ³		地山m ³	地山m ³		搬出先1	公共 民間						地山m ³	地山m ³	地山m ³	%	
合計	4000,000 地山m ³		2000,000 地山m ³			搬出先2	公共 民間						2000,000 地山m ³	地山m ³	1500,000 地山m ³	87.5 %	

下に表示されているコードの説明と相違が無いこと。
「コンクリート塊」や「アスファルト・コンクリート塊」は中間処理施設への搬出が義務付けられています。(平成19年3月26日付け18高建管第883号)

再生資源利用促進率が目標値を達成していること。
未達成のものについては内容を確認すること。

<p>コード*10</p> <p>1. 踏切り材 2. 裏込材 3. 埋戻し材 4. その他</p>	<p>コード*11</p> <p>1. 発却 2. 脱水 3. 天日乾燥 4. その他</p>	<p>コード*12</p> <p>施工条件について</p> <p>1. A指定処分 (発注時に指定されたもの) 2. B指定処分(もしくは準指定処分) (発注時には指定されていないが、発注後に設計変更し指定処分とされたもの) 3. 自由処分</p>	<p>コード*13</p> <p>【建設廃棄物の場合】</p> <p>1. 売却 2. 他の工事現場 3. 広域認定制度による処理 4. 中間処理施設(アスファルト合材プラント) 5. 中間処理施設(合材プラント以外の再資源化施設) 6. 中間処理施設(サーマルリサイクル) 7. 中間処理施設(単焼却)</p> <p>8. 廃棄物最終処分場(海面処分場) 9. 廃棄物最終処分場(内陸処分場)</p>	<p>【建設発生土の場合】</p> <p>1. 売却 2. 他の工事現場(内陸) 3. 他の工事現場(海面) 4. 土質改良プラント 5. 工事予定地・仮置場・ストックヤード(再利用の目的がある場合) 6. 工事予定地・仮置場・ストックヤード(再利用の目的がない場合) 7. 採石場・採石採取場等従自事業 8. 廃棄物最終処分場(覆土としての受入) 9. 廃棄物最終処分場(覆土以外の受入) 10. 土捨て場・残土処分場</p>
--	---	--	---	--

6,9,10へ搬出した場合は、有効利用とみなされません。

建設副産物情報交換システム(COBRIS)で作成した場合は、コードの説明が表示されます。
(この中に無いコードは使用しない。)

元高技管第 344 号
令和 2 年 3 月 30 日

土木部各課長
土木部各出先機関長 様

技術管理課長

用材林等の伐採に要する費用の計上方法の改定について（通知）

用材林等の伐採に要する費用の計上方法については、平成 25 年 2 月 13 日付け 24 高建管第 1101 号により通知しているところですが、実際に必要となる費用が適切に反映されるよう、下記のとおり変更しますので通知します。

なお、本通知により、平成 25 年 2 月 13 日付け 24 高建管第 1101 号及び平成 27 年 9 月 8 日付け 27 高技管第 155 号「3. 伐採費用等」は廃止します。

記

1. 計上方法

(1) 共通仮設費 準備費の率分に含まれる項目

- ア 伐開、除根、除草に要した費用。
- イ 伐開、除根、除草による現場内の集積・積込及び整地、段切り、摺付け等に要した費用。

(2) 準備費（率分）には含まれないため、必要に応じて別途積み上げ計上する項目

- ア 伐開、除根、除草に伴い発生する建設副産物等を工事現場外に搬出する費用及びそれらの処理費用。
- イ 立木の伐採、現場内の集積・積込、工事現場外への搬出及びそれらの処理に要した費用。

なお、設計書に計上する伐採費は、別表の各樹木毎の費用を胸高直径毎に計上すること。

【解説】

伐開・・・雑木や小さな樹木等の除去で、ブルドーザ、レーキドーザ、バックホウによる作業
伐採・・・樹木をチェーンソー等により切り倒す作業

2. 適用

令和 2 年 4 月 1 日以降の積算に適用する。

3. 留意点

用材林等の伐採補償を行っている場合は、その立ち木の主幹部については、契約に基づき立ち木所有者に起業地外へ移転義務を課している。主幹部以外の枝部等について、工事の支障となる場合は、工事現場外への運搬及び処分に要する費用を別途計上できる。

また、取得補償の場合であっても、伐採後、工事の支障となる主幹部の集積及び処分が必要な場合は、それに要する費用を別途計上できる。

問い合わせ先
技術管理課
Tel 088-823-9826

土木部各課長
土木部各出先機関長 様

技術管理課長
(公印省略)

用材林等の伐採に要する費用の計上方法の補足説明について (通知)

令和 2 年 3 月 30 日付け元高技管第 344 号「用材林等の伐採に要する費用の計上方法の改定について (通知)」により、用材林等の伐採に要する費用の積算方法を変更したところです。

計上方法の詳細について、下記のとおり整理しましたので、お知らせします。

記

	作業内容	項目	積算方法
伐開	雑木や小さな樹木等の除去で、ブルドーザ、レーキドーザ、バックホウによる作業	伐開	共通仮設費率
		玉切・集積・積込	共通仮設費率
		運搬	運用歩掛
		処分	木くず処分費
伐採	樹木をチェーンソー等により切り倒す作業 ※6cm 以上が対象	伐採	胸高直径毎の伐採単価(※1)
		玉切・集積・積込	見積(※2)
		運搬	運用歩掛
		処分	木くず処分費

※1 胸高直径毎の本数を資料により確認する。

※2 伐採に伴う玉切・集積・積込の見積書の提出を依頼する際には、6cm 未満の伐開を伴う作業を除く条件で徴収する。

別紙：(参考) 準備費に計上する伐採費等の設計計上例

問い合わせ先
技術管理課
Tel 088-823-9826

元高技管第 223 号
令和 2 年 1 月 24 日

土木部各課長
土木部各出先機関長 } 様

技術管理課長
(公 印 省 略)

植物系廃棄物（木・竹・草）の除去を発注した場合の処理方法の徹底について（通知）

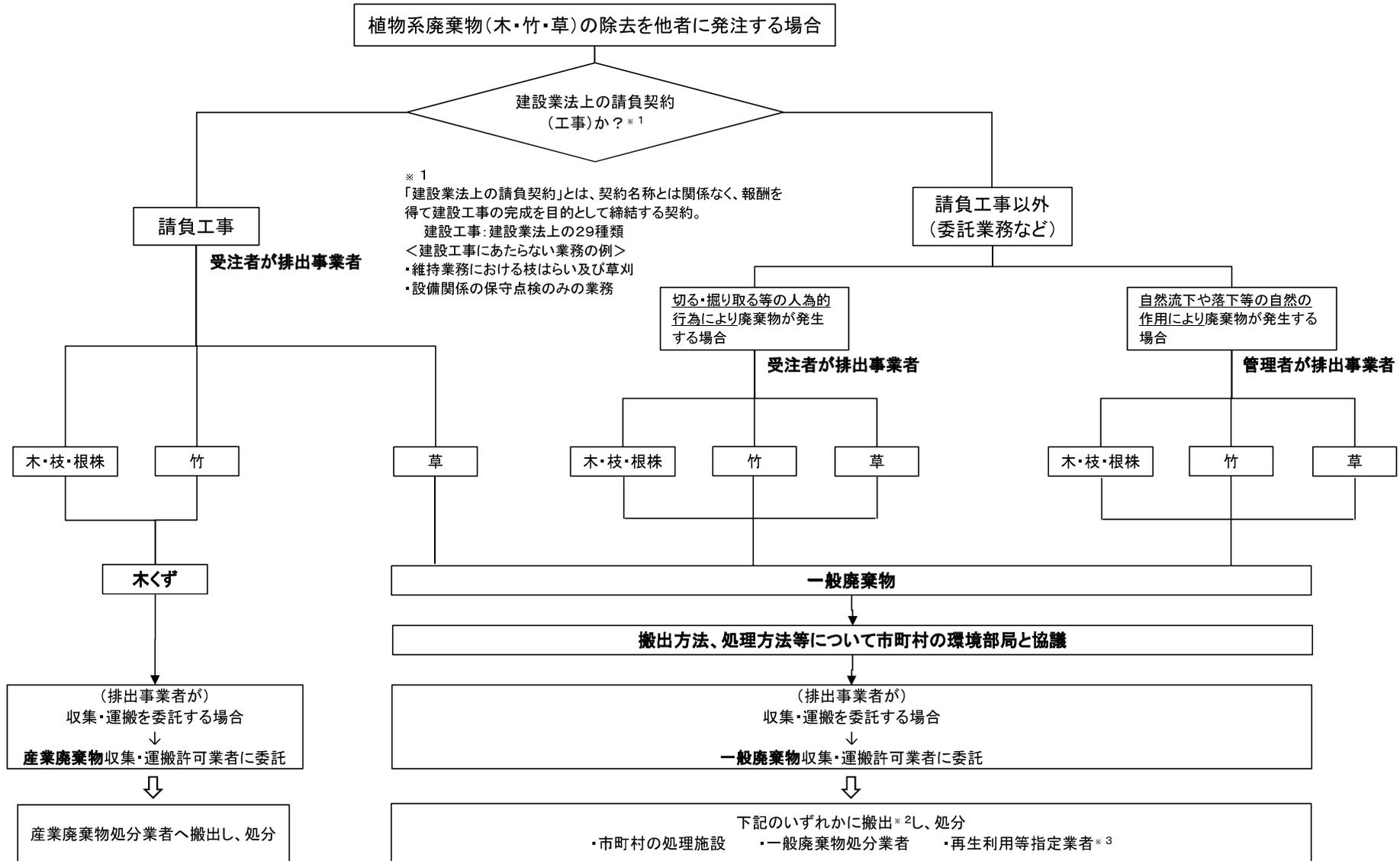
このことについて、「植物系廃棄物（木・竹・草）の除去を発注した場合の処理方法の改訂について（通知）」（平成23年1月18日付け 22高建管第820号）により通知しているところですが、一般廃棄物の取扱いについては、事前に発生場所の市町村の環境部局と搬出方法、処理方法等についての協議が必要です。また、協議の結果、一般廃棄物処分業者等に搬出することとなった場合は、排出事業者が処分業者等と直接契約していただくよう徹底をお願いします。

なお、これに伴い平成23年1月18日付け22高建管第820号「植物系廃棄物（木・竹・草）の除去を発注した場合の処理方法の改訂について（通知）」は廃止します。

(問い合わせ先)
技術管理課
T E L 088-823-9826

植物系廃棄物(木・竹・草)の処理についてのフロー

建設工事や委託業務で一般廃棄物が発生する場合は、必ず事前に発生場所の市町村の環境部局と搬出方法、処理方法等について協議を行ってください。



※2 市町村との協議の結果、市町村の処理施設以外に搬出することとなった場合は、排出事業者が処分業者等と直接契約をすること。

※3 廃棄物処理法施行規則 第2条の3第1項第2号 再生利用されることが確実であると市町村長が認めた一般廃棄物のみの処分を業として行うものであって市町村長の指定を受けたもの。

3高技管第339号
令和4年3月1日

土木部各課長
土木部各出先機関長 様

技術管理課長
(公印省略)

「公共土木工事木材利用実績調査」の電子申請の運用開始について（通知）

このことについて、公共土木工事木材利用実績の調査方法を改善し、下記のとおり電子申請サービスによる申請とすることとしました。木材利用実績調査は、「県産材利用推進に向けた行動計画における公共土木工事の目標値に対する実績調査」において、目標達成状況を把握するために利用しており、県産材使用率を正確に算出するため、大変重要な調査ですので、担当職員及び受注者への周知をお願いします。

なお、平成27年4月13日付け27高技管第17号「公共土木工事の木材利用実績調査様式の改正について（通知）」及び、平成29年8月14日付け事務連絡「木材利用に係る「公共土木工事の木材利用実績調査表」の新様式使用の徹底について（通知）」は令和4年4月1日付けをもって廃止します。

記

1 公共土木工事木材利用実績調査方法
高知県電子申請サービスによる申請

2 対象工事
土木部発注工事（木材、木製型枠、木製看板等の利用を問わず全て対象）
※利用なしの場合は、未使用の内容で申請する。

3 特記仕様書への記載例

以下の内容を特記仕様書に記載すること。

第 条 木材等を使用した公共土木施設の実績調査

1 本工事の受注者は、木材の利用の有無を問わず、木材等を使用した公共土木施設の実績を【高知県電子申請サービス】から申請すること。なお、【高知県電子申請サービス】による申請は以下のとおりとする。

2 申請について

(1) 受注者が高知県ホームページの高知県電子申請サービスのページから電子申請

を行う。

(https://s-kantan.jp/pref-kochi-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=2052)

手続き名：高知県土木部 公共土木工事木材利用実績調査

- (2) 申請前に、電子申請システムから出力した「高知県土木部 公共土木工事木材利用実績調査」を工事監督職員に提出し確認を受けること。
- (3) 申請内容に関する問い合わせは工事監督職員または高知県土木部技術管理課、システム操作に関する問い合わせは「お問合せコールセンター」（申請画面下に掲載）とする。

4 適用

令和4年4月1日以降に完成する工事

5 留意事項

令和4年3月31日までに完成する工事は従来どおり電子納品物に格納する。

6 問い合わせ先

技術管理課

T E L 088-823-9826

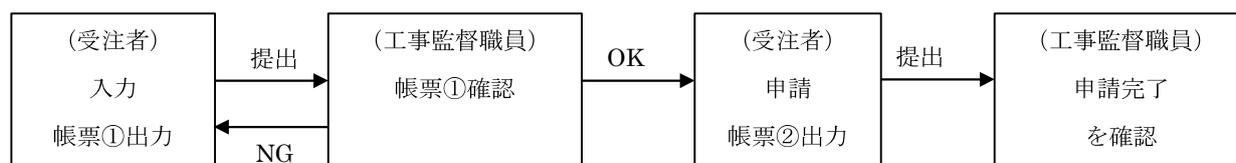
運用方法（参考）

木材利用実績は、受注者が高知県電子申請サービス（https://s-kantan.jp/pref-kochi-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=2052）から電子申請を行う。

1. 手順

- 1) 受注者は、木材利用実績を電子申請システムにより入力し、出力した帳票①（「高知県土木部 公共土木工事木材利用実績調査」）を工事監督職員に提出する。
- 2) 工事監督職員は、帳票①を確認し受注者に報告する。
※電子申請サービスの入力データ保存期間が7日間のため、工事監督職員は速やかに対応すること。
- 3) 受注者は申請を行う。申請後に整理番号が採番された帳票②（「高知県土木部 公共土木工事木材利用実績調査」）を工事監督職員に提出する。
- 4) 工事監督職員は、整理番号が採番された帳票②の提出により、申請が完了したことを確認する。

<電子申請の流れ>



工事情報(1)

発注機関名(発注事務所名)		
監督職員		
工事番号・工事名		
工期	始期日	
	終期日	
最終請負金額(万円)		

A) 木材の使用状況

B)木製型枠とC)木製品以外で使用した場合が対象です。 使用した木材を量に換算してください。

丸太状製品の場合 : 製品量を転記

角材や板材の場合 : 製品量÷歩留まり(0.6)で算出した値

(2) 木材を使用する工事であるか	(3) 木材を使用した工種・数量 (例: 柵工、法面工、ベンチ、 ガードレール、仮設防護柵等) ※B木製型枠、C木製品は除く	(4) 木材数量 m3(換算)	(5) 県産材 であるか 県産材=はい その他=いいえ
	工種 (1)		
	工種 (2)		
	工種 (3)		
	工種 (4)		
	工種 (5)		
	計	0m3	

B) 木製型枠の使用状況

(6) コンクリート工事が含まれているか	(7) 木製型枠の使用対象工事であるか	(8) 木製型枠の使用状況 使用=はい 未使用=いいえ	(9) 木製型枠の使用面積 (m2)	(10) 木製型枠を使用しない場合の理由

C) 工事中用仮設資材への木製品使用状況

当初請負金額250万円以上の工事は、工事中用仮設資材への木製品の使用が義務付けられています。

(11) 木製資材の使用状況 (県産木製品) 使用=はい 未使用=いいえ	(12) 使用した県産木製資材名	(13) 工事中用資材に木製品を使用しない場合の理由

整理番号

帳票①

工事情報(1)

発注機関名(発注事務所名)	高知土木事務所	
監督職員	高知 土木	
工事番号・工事名	急傾第1号 仁井田急傾斜地崩壊対策工事	
工期	始期日	2021年07月15日
	終期日	2022年03月23日
最終請負金額(万円)	1200	

A) 木材の使用状況

B)木製型枠とC)木製品以外で使用した場合が対象です。使用した木材を量に換算してください。

丸太状製品の場合 : 製品量を転記

角材や板材の場合 : 製品量÷歩留まり(0.6)で算出した値

(2) 木材を使用 する工事 であるか	(3) 木材を使用した工種・数量 (例: 柵工、法面工、ベンチ、 ガードレール、仮設防護柵等) ※B木製型枠、C木製品は除く	(4) 木材数量 m3(換算)	(5) 県産材 であるか 県産材=はい その他=いいえ
いいえ	工種 (1)		
	工種 (2)		
	工種 (3)		
	工種 (4)		
	工種 (5)		
	計		0m3

B) 木製型枠の使用状況

(6) コンクリート 工事が含ま れているか	(7) 木製型枠 の使用対 象工事であ るか	(8) 木製型枠の使用状況 使用=はい 未使用=いいえ	(9) 木製型枠の使用 面積 (m2)	(10) 木製型枠を使用しない場合の理由
はい	はい	はい	250	

C) 工事中仮設資材への木製品使用状況

当初請負金額250万円以上の工事は、工事中仮設資材への木製品の使用が義務付けられています。

(11) 木製資材の使用状況 (県産木製品) 使用=はい 未使用=いいえ	(12) 使用した県産木製資材名	(13) 工事中資材に木製品を使用 しない場合の理由
はい	揭示板, 工事看板	

整理番号 preview

←帳票①は整理番号がない

帳票②

高知県土木部 公共土木工事木材利用実績調査

申込日時 2022/02/21 14:47

工事情報(1)

発注機関名(発注事務所名)	高知土木事務所	
監督職員	高知 土木	
工事番号・工事名	急傾第1号 仁井田急傾斜地崩壊対策工事	
工期	始期日	2021年07月15日
	終期日	2022年03月23日
最終請負金額(万円)	1200	

A) 木材の使用状況

B)木製型枠とC)木製品以外で使用した場合が対象です。使用した木材を量に換算してください。

丸太状製品の場合 : 製品量を転記

角材や板材の場合 : 製品量÷歩留まり(0.6)で算出した値

(2) 木材を使用 する工事で あるか	(3) 木材を使用した工種・数量 (例: 柵工、法面工、ベンチ、 ガードレール、仮設防護柵等) ※B木製型枠、C木製品は除く	(4) 木材数量 m3(換算)	(5) 県産材 であるか 県産材=はい その他=いいえ
いいえ	工種 (1)		
	工種 (2)		
	工種 (3)		
	工種 (4)		
	工種 (5)		
	計		0m3

B) 木製型枠の使用状況

(6) コンクリート 工事が含ま れているか	(7) 木製型枠 の使用対 象工事であ るか	(8) 木製型枠の使用状況 使用=はい 未使用=いいえ	(9) 木製型枠の使用 面積 (m2)	(10) 木製型枠を使用しない場合の理由
はい	はい	はい	250	

C) 工事中仮設資材への木製品使用状況

当初請負金額250万円以上の工事は、工事中仮設資材への木製品の使用が義務付けられています。

(11) 木製資材の使用状況 (県産木製品) 使用=はい 未使用=いいえ	(12) 使用した県産木製資材名	(13) 工事中資材に木製品を使用 しない場合の理由
はい	掲示板, 工事看板	

整理番号 194431717305

←帳票②は整理番号が採番されている



一定の規模以上の土地の形質の変更届（土壌汚染対策法第4条関係）

公開日 2020年11月10日

一定規模以上の土地の形質の変更をしようとする場合、事前の届出が必要です。

また、届出の内容を審査し、知事が当該土地に土壌汚染のおそれがあると判断した場合、土地の所有者等は土壌汚染状況調査を行うこととなります。

届出の要件

掘削と盛土の合計面積が3,000m²以上の土地の形質変更

ただし、現に有害物質使用特定施設※が設置されている工場又は事業場の敷地については、900m²以上の土地の形質変更

※有害物質使用特定施設とは

水質汚濁防止法第2条第2項に規定する「特定施設」であって、同項第1号に規定する「有害物質」を製造、使用又は処理するもの

届出の対象外の工事

1. 次のいずれにも該当しない行為
 - 土壌を形質変更の対象となる土地の区域外に搬出するもの
 - 土壌の飛散又は流出を伴う土地の形質変更を行うもの
 - 土地の形質変更（掘削）する部分の最大の深さが50cm以上であるもの
2. 農業を営むために通常行われる行為であって、土地の区域外に土壌を搬出しないもの
3. 林業の用に供する作業路網の整備であって、土地の区域外に土壌を搬出しないもの
4. 鉱山関係の土地において行われる土地の形質変更
5. 非常災害のために必要な応急措置として行う行為
6. 形質変更が盛土のみの行為

届出の期限

土地の形質変更に着手する30日前まで

提出書類

- [一定の規模以上の土地の形質の変更届出書\[DOCX : 13KB\]](#)
[記載例\[PDF : 42KB\]](#)
- [確認表\[PDF : 56KB\]](#)
- 土地の形質変更をしようとする場所を明らかにした平面図、立面図及び断面図
- 土地の登記事項証明書（写し）及び公図（写し）
- 土地の形質変更の実施に係る土地所有者の同意書（土地の形質変更をしようとする者が当該土地の所有者でない場合のみ）

届出書の提出先

（形質変更をしようとする土地が高知市以外）

高知県林業振興・環境部環境対策課 環境・再生利用担当

〒780-0850 高知県高知市丸ノ内1丁目7番42号

TEL : 088-821-4524 FAX : 088-821-4520

（形質変更をしようとする土地が高知市内）

高知市環境保全課（088-821-9471）にお問い合わせください。

連絡先

高知県 林業振興・環境部 環境対策課

住所： 環境対策課 : 〒780-8570 高知県高知市丸ノ内1丁目7番52号（西庁舎5階）

電話： 計画推進・一般廃棄物 担当 088-821-4590

新処分場 担当 088-821-4595

産業廃棄物 担当 088-821-4523

環境・再生利用 担当 088-821-4524

ファック 088-821-4520（環境対策課）

ス：

メール： 030801@ken.pref.kochi.lg.jp

2 高技管第 339 号
令和 3 年 3 月 8 日

土 木 部 各 課 長
土木部各出先機関長 様

技術管理課長
(公印省略)

土木工事及び委託業務の積算に用いる見積書の押印省略について（通知）

このことについて、令和 3 年 2 月 22 日付け 2 高会計第 602 号「見積書及び請求書の押印省略について（通知）」において、見積書の押印を省略する場合の取扱いが通知されました。

これに伴い、土木工事及び委託業務の積算に用いる見積書についても、所属において、発行責任者及び担当者が、現に見積を行う法人等に在籍するものであり、当該法人等として意思決定のもとに提出されたものであることを確認出来る場合は、押印が省略できることとなりますので、高知県会計規則等を遵守し、適正に執行してください。

番号
年月日

別記あて

事務所長

資材単価の参考見積りについて（依頼）

日ごろは、本県の土木行政に格別のご協力をありがとうございます。

さて、〇〇〇〇工事において、設計積算の参考とするため下記のとおり単価の見積りを依頼します。
ご多用中とは存じますが、よろしくお願ひします。

記

- 1 納入場所 高知県〇〇市××
- 2 見積内容 別紙のとおり
- 3 見積の有効期限 令和 年 月 日
- 4 見積条件
 - 1) 原則、現着単価とする。
 - 2) 提示価格は実勢価格とする。
 - 3) 当見積りを基に設定した単価は、県が公表するものとする。
 - 4) 見積りの有効期限を記入すること。
- 5 見積書宛先 〇〇土木事務所
- 6 提出期限 令和 年 月 日 ()
- 7 提出方法 来所、郵送、電子メールまたはファックスによる
- 8 問い合わせ・提出先 〒780-〇〇〇〇 高知県〇〇市〇〇〇〇
高知県〇〇土木事務所〇〇〇〇課
担当者 〇〇担当 〇〇 〇〇
電話
FAX
Mail
- 9 注意事項
 - ・ 提出する見積りには、納入場所及び見積条件に適合している旨を記載してください。
 - ・ この見積提出は、指名選定等とは関係ありません。
 - ・ 見積書が作成できない場合は、その旨を文書で回答してください。（様式自由）
 - ・ 見積書に発行責任者及び担当者の氏名、連絡先（電話番号）の記載がある場合は、代表者印の押印を省略することができます。
その場合、電子メール及びファックスによる提出も可能です。電子メールでの提出の場合、メール本文に発行責任者、担当者名、連絡先を記載しても構いません。
なお、押印を省略できる条件は、所属において、発行責任者及び担当者が、現に見積を行う法人等に在籍するものであり、当該法人等として意思決定のもとに提出されたものであることを確認出来る場合に限りです。

2 高技管第 67 号
令和 2 年 6 月 24 日

土木部各課長
土木部各出先機関長 様

技術管理課長
(公印省略)

法定外の労災保険の付保に係る設計図書への明示等について（通知）

公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第 35 号）において、公共工事等に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するための保険契約（以下、「法定外の労災保険」という。）の保険料を予定価格へ反映することが、発注者等の責務として位置づけられたことを踏まえ、「土木工事標準積算基準書」の改定について」（令和 2 年 3 月 31 日付け元高技管第 353 号）において現場管理費の改定を行っております。

これと併せて、法定外の労災保険の付保を要件化するため、下記のとおり、特記仕様書への記載をお願いします。

記

1. 対象工事

「土木工事標準積算基準書」を適用する全ての工事とする。

2. 適用

令和 2 年 6 月 24 日以降の積算に適用する。

3. 設計図書への明示

法定外の労災保険の付保について、以下の特記仕様書記載例を参考に、設計図書へ明示する。

<特記仕様書 記載例>

第〇条 法定外の労災保険の付保

本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。

4. 保険付保の確認

工事請負契約書第 62 条（火災保険等）において、受注者は保険契約を締結したときは、その証券等を発注者に提示することとされている。これに基づき、発注者は、受注者による法定外の労災保険への付保の状況を確認することとする。

<工事請負契約書>

第 62 条 受注者は、工事目的物及び工事材料（支給材料を含む。以下この条において同じ。）等を設計図書に定めるところにより、火災保険、建設工事保険、その他の保険（これに準ずるものを含む。以下この条において同じ。）に付さなければならない。

2 受注者は、前項の規定により保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提示しなければならない。

3 受注者は、工事目的物及び工事材料等を第 1 項の規定による保険以外の保険に付したときは、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

<問い合わせ先>

技術管理課

電話 088-823-9826

3 高技管第 204 号
令和 3 年 9 月 30 日

土木部各課長
土木部各出先機関長 様

技術管理課長
(公印省略)

交通誘導警備員の長時間移動にかかる費用の積算方法の試行について（通知）

このことについて「防災・減災、国土強靱化のための対策」への対応等に伴い、警備業法（昭和 47 年法律 117 号）第 4 条による認定を受けた警備業者（以下「警備業者」という。）の人手不足により、長時間の通勤を必要とする状況が発生していることから、交通誘導警備員の移動にかかる費用の積算方法について試行運用しているところですが、施工箇所周辺の警備業者に交通誘導警備員の配置が困難なこと確認をするため、今後は協議資料に「交通誘導警備員の配置に関する確認書」を追加することとします。

なお、本通知により令和 3 年 6 月 16 日付け 3 高技管第 82 号「交通誘導警備員の長時間移動にかかる費用の積算方法の試行について（通知）」は廃止します。

記

1 対象工事

「土木工事標準積算基準書」及び「港湾請負工事積算基準」を適用する全ての工事であって、交通誘導警備員の配置にあたり会社所在地から施工箇所までの移動が「片道移動時間が 1 時間を超える」または「片道移動距離が 30km(高速道路等を利用する場合は 60km)程度を超える」工事

※ 会社所在地とは、交通誘導警備員を配置可能な警備業者の施工箇所最寄りの本店または支店または営業所

※ 会社所在地と施工箇所の間交通誘導警備員の自宅があり、自宅から直接施工箇所まで移動する場合についても「片道移動時間が 1 時間を超える」または「片道移動距離が 30km(高速道路等を利用する場合は 60km)程度を超える」場合は、長時間移動にかかる費用を設計計上できることとする。

なお、設計計上にあたっては、積算根拠を個別に管理すること。

2 積算方法

片道 1 時間を超過した移動時間に、1 時間当たりの時間外割増した労務単価を乗じて、1 日当たりの交通誘導警備員の移動にかかる費用を算出する。

また、交通誘導警備員の移動にかかる費用は、共通仮設費及び現場管理費の対象外とする。

詳細は、別紙「交通誘導警備員の移動にかかる費用の算出方法」による。

なお、事前に下請契約を締結している場合であっても、施工箇所周辺の警備業者との契約が可能であることが判明した場合は、長距離移動にかかる費用の計上は行えないので注意すること。

3 協議方法

受注者は、施工計画の打合せ時等に、移動時間および移動距離が分かる資料及び「交通誘導警備員の配置に関する確認書」を複数の警備業者から徴収し、発注者に提出すること。

(協議文例)

交通誘導警備員を現場へ配置するにあたり、会社から現場までの移動に長時間を要するため、移動にかかる費用等の確認をお願いします。

4 特記仕様書への記載例

以下の内容を特記仕様書に記載すること。

第 条 交通誘導警備員の配置

交通誘導警備員の人手不足により、施工箇所周辺の警備会社からの配置が困難であり、やむなく現場までの通勤が長時間となる場合は、事前に移動距離および移動時間が確認できる資料及び「交通誘導警備員の配置に関する確認書」を複数の警備業者より徴収し、監督職員に提出・協議を行うこと。

必要と認められる経費については、設計変更の対象とするものとする。

※ 実施設計時に特記仕様書に記載が無い場合であっても、受注者との協議により設計変更の対象とすることができることとする。

5 技術管理課への協議について

本通知による交通誘導警備員の長時間移動にかかる費用を計上する場合は、事前に「移動時間および移動距離が分かる資料」、「交通誘導警備員の移動にかかる費用の積算根拠資料」及び「交通誘導警備員の配置に関する確認書」を事前に技術管理課に提出し、協議すること。

6 適用

令和3年10月1日以降に受注者より事前協議があった工事に適用する。

7 問い合わせ先

技術管理課

TEL 088-823-9826

3 高土政第 1140 号
令和 4 年 3 月 4 日

土木部各課長
様
各土木事務所長

土木部長

「週休 2 日制モデル工事」実施要領の一部改正について（通知）

このことについて、高知県土木部における「週休 2 日制モデル工事」実施要領（平成 29 年 10 月 2 日付け 29 高土政第 671 号土木部長通知）の一部を別添のとおり改正しましたので、通知します。

なお、この「週休 2 日制モデル工事」実施要領については、高知県土木部が発注する建設工事（建築工事を除く。）に適用するものとします。

改正内容は下記のとおりです。

記

1 改正内容

建設現場における働き方改革をより一層推進する観点から、請負対象金額 5,000 万円以上の工事については、原則として「発注者指定型」の対象とします。

2 施行日

この改正は、令和 4 年 4 月 1 日以降に公告を行う一般競争入札又は指名通知を行う工事から適用します。

(問い合わせ先) 土木政策課 契約担当 TEL : 088-823-9813 技術管理課 設計基準担当 TEL : 088-823-9826
--

【補足】

測量や調査・設計など、外注が想定される業務の労務単価は補正対象外です。

(例) 橋梁耐震工事における鉄筋探査工の技師(A)等

事 務 連 絡
令和 3 年 3 月 29 日

各土木事務所長 様

防災砂防課長
(公印省略)

災害復旧事業における「週休 2 日制モデル工事」の適用について (通知)

高知県土木部における「週休 2 日制モデル工事」(以下、「モデル工事」という。)実施要領の一部改正(令和 3 年 3 月 16 日付け 2 高土政第 1230 号土木部長通知)に伴い、対象工事の金額要件が撤廃され、全ての工事に拡大されたところですが、災害復旧事業への適用については、下記のとおりとしますので、職員への周知をお願いします。

記

- 1 災害復旧事業はモデル工事の対象外とする。(実施要領第 2 条第 1 項(2)に該当)
ただし、工事着手前に受注者からモデル工事の実施について協議があり、適当と認め
た場合は、モデル工事の対象とする(実施要領第 2 条第 2 項)が、補正増額分は県単独
費での設計計上とする。
- 2 問い合わせ先
防災砂防課 防災復旧班
TEL : 088-823-9824

土木工事の仮設、施工方法等における「指定と任意」の正しい運用について

1 任意と指定についての基本的な考え方について

高知県建設工事請負契約書において、任意のものと指定のものについて記載があり、その取扱いは各条項に記載されております。

(高知県建設工事請負契約書：抜粋)

第1条 発注者及び受注者は、この契約書（頭書を含む。以下同じ。）に基づき、別冊の設計図書（設計書、図面、共通仕様書、特記仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問解答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この契約書及び設計図書を内容とする工事の請負契約という。以下同じ。）を履行しなければならない。

・・・中略

3 仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段（第8条において「施工方法等」をいう。）については、この契約書及び設計図書に特別な定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。

2 実施について

現場条件を十分考慮し、高知県建設工事請負契約書に則り工事を行い、特記仕様書や施工条件明示書、或いは図面（任意に該当している個所は添付されません。（※1））等に記載された設計図書の条件を確認してください。

（※1） やむを得ず図面を添付している場合は、その図面に「参考図」と明示されています。

3 変更について

契約書に添付されている設計図書に条件が明示されているものについて、変更が生じた場合は、設計変更の対象となる場合がありますので注意して下さい。また、施工業者の施工上の都合で、使用機種を変えたり仮設方法（任意）を変更した場合は設計変更の対象とはなりませんので取扱いに注意して下さい。

平成24年7月31日

土木部発注の工事に係る三者会議の実施について（お知らせ）

工事の品質確保を図るためには、工事の発注者（設計者）から受注者に対して、設計意図を詳細に伝達するとともに、現場の各種情報を共有することにより、早期に課題を把握することが重要です。

このことから、設計者及び施工者並びに発注者が、一堂に会する「三者会議」を下記のとおり行います。

記

1. 実施方法

別紙、「三者会議の実施要領」のとおり。

2. 適用

平成24年8月1日

3. 対象工事

「三者会議の実施要領」の対象工事のうち、発注者が指定するもの。

（発注時に三者会議の実施を決めていない場合でも、施工中に三者会議が必要となった場合は、受発注者間協議により、対象とすることができるものとする。）

28 高建管第 92 号

平成 28 年 4 月 27 日

各 部 局 長
議 会 事 務 局 長
公 営 企 業 局 長
教 育 長
警 察 本 部 長
監 査 委 員 会 事 務 局 長
様

土 木 部 長

建設工事請負契約における設計変更ガイドラインの策定について（通知）

平成 26 年 6 月 4 日に施行された「公共工事の品質確保の促進に関する法律」の改正法（以下「改正品確法」という。）及び平成 27 年 4 月から適用となった、改正品確法第 22 条に基づく発注関係事務の運用に関する指針では、設計図書に適切に施工条件を明示するとともに、設計図書に示された施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない場合、設計図書に明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じた場合などにおいて、必要と認められるときは、適切に設計変更及びこれに伴って必要となる請負代金の額又は工期の適切な変更を行うこととされています。

県では、建設工事請負契約書及び設計変更に関する事務取扱要領（平成 18 年 3 月 30 日付け 17 高建管第 729 号土木部長通知）の規定に基づき、設計変更をしているところですが、このたび、設計変更における留意点や必要な手続きを明確にするとともに、受発注者双方の認識を深め、設計変更に関する業務を適正かつ円滑に行うことを目的として、別添のとおり設計変更ガイドラインを策定しましたので、通知します。

内容については、下記土木政策課 HP（P.1-66参照）でご確認をお願いします。

<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/170201/2016100600154.html>

問い合わせ先

土木部建設管理課契約担当

TEL：088-823-9813

土木部技術管理課

TEL：088-823-9826

元高土政第 1371 号

令和 2 年 3 月 31 日

各 部 局 長
議 会 事 務 局 長
公 営 企 業 局 長
教 育 長
警 察 本 部 長
監 査 委 員 会 事 務 局 長
様

土 木 部 長

工事一時中止に係るガイドラインの一部改正について（通知）

工事一時中止に係るガイドライン（平成 30 年 6 月 28 日付け 30 高土政第 271 号土木部長通知）の一部を別添のとおり改正しましたので、通知します。改正内容は下記のとおりです。

なお、この「工事一時中止に係るガイドライン」は、高知県土木部が発注する建設工事（建築工事を除く。）に適用するものとします。

記

1 改正内容

令和 2 年 4 月 1 日以降に適用する建設工事請負契約書標準書式（以下「契約書標準書式」という。）等にあわせて、ガイドラインにおいて引用する規定を改めました。

2 施行日

この改正は、令和 2 年 4 月 1 日から施行します。ただし、同日付けで改正する契約書標準書式が適用される契約に適用し、改正前の契約書標準書式が適用される契約については、なお従前の例によることとします。

内容については、下記土木政策課 HP（P.1-66参照）をご確認
をお願いします。

<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/170201/2016100600154.html>

（問い合わせ先）

土木政策課 契約担当

TEL：088-823-9813

技術管理課 設計基準担当

TEL：088-823-9826

事務連絡
令和2年5月13日

土木部各課長
土木部各出先機関長 様

土木政策課長
技術管理課長

国土交通省所管事業の執行における円滑な発注及び施工体制の
確保に向けた具体的対策について(通知)

このことについて、国土交通省土地・建設産業局建設業課長から令和2年5月7日付け事務連絡のとおり通知がありましたので、土木部においても、この通知に準じて取り組むこととします。

なお、別紙のとおり新型コロナウイルス感染症に係る費用の積算方法等を定めましたので、お知らせします。

(問い合わせ先)

土木政策課 契約担当

TEL：088-823-9813

技術管理課 設計基準担当

TEL：088-823-9826

技術管理課 検査担当

TEL：088-823-9825

【別紙】

新型コロナウイルス感染症に係る費用の積算方法等について

1. 感染拡大防止対策に係る設計変更について

受注者が、追加で費用を要する感染拡大防止対策を実施する場合には、受発注者間で設計変更の協議を行うこと。その上で、個別の現場に係る感染拡大防止のために必要と認められる対策については、受注者による施工計画書又は業務計画書への反映と確実な履行を前提として、設計変更を行い、請負代金額又は業務委託料の変更や工期又は履行期間の延長を行うこと。

設計変更の対象とする感染拡大防止対策に係る費用（例）

- ・労働者宿舍における密集を避けるための、近隣宿泊施設の宿泊費・交通費
- ・現場事務所や労働者宿舍等の拡張費用・借地料
- ・現場従事者のマスク、インカム、シールドヘルメット等の購入・リース費用
- ・現場に配備する消毒液、赤外線体温計等の購入・リース費用
- ・遠隔臨場やテレビ会議等のための機材・通信費

なお、ここに掲げる例のほかにも、感染拡大防止のために必要と認められる対策については、設計変更を行うことを妨げない。

2. 設計計上時の留意事項

- ・マスク、消毒液等の消耗品は、当該工事で使用した実績数量を基に設計計上する。
- ・インカム、シールドヘルメット等でリース契約が可能なものについては、リース契約を原則とし、購入した場合も設計計上はリース費用相当額を計上する。
なお、リースが困難なものは、購入額とする。
- ・購入した物品については領収書または請求書により金額を確認し、リース契約については見積書または契約書により金額の確認をすること。
- ・消耗品を除く感染拡大防止対策費については、技術管理課と協議すること。

3 高技管第 320 号
令和 4 年 2 月 7 日

土木部各課長
土木部各出先機関長 様

技術管理課長
(公印省略)

快適トイレの導入について（通知）

このことについて、土木部では建設現場を男女ともに働きやすい環境とするため、ワーク・ライフ・バランスを推進できる環境整備を進めてきたところです。

このたび、これまでの実績を踏まえ快適トイレの導入を更に拡大させるため、対象工事を 5 千万円以上から 1 千万円以上に改定しましたので通知します。

なお、平成 29 年 3 月 27 日付け 28 高技管第 311 号及び令和 2 年 8 月 24 日付け 2 高技管第 126 号「快適トイレの導入について（通知）」は令和 4 年 2 月 28 日をもって廃止します。

記

1 対象工事

土木部が発注する請負対象金額（税込）が 1 千万円以上の工事（災害復旧工事を除く）
なお、1 千万円未満の工事であっても受注者の希望により対象工事とすることができる。

2 特記仕様書への記載

快適トイレを導入する場合は、特記仕様書（別添 1）に示す内容を記載すること。
なお、快適トイレの手配が困難な場合は、受発注者で協議のうえ、本通知の対象外とすることができる。

3 快適トイレの積算方法

快適トイレを導入した場合は、積算方法（別添 2）により必要費用を計上すること。

4 快適トイレの導入にあたっての配慮事項

建設現場で働く女性の活躍をサポートする取り組みとして、快適トイレを導入する際には可能な限り、快適トイレの導入にあたっての配慮事項（別紙）のとおり配慮すること。

5 その他

特記仕様書に記載のない工事又は施工中の工事で快適トイレを導入する場合においても、受発注者で協議のうえ、必要費用を計上することができる。

6 適用

単価適用年月日が令和4年3月1日以降の工事

7 問い合わせ先

技術管理課

TEL 088-823-9826

【補足】

受注者が快適トイレを所有する場合も、設計計上の対象とします。

27高技管第100号
平成27年7月24日

土木部各課長
土木部各出先機関長 様

土木部技術管理課長
(公印省略)

建設発生土の官民有効利用の試行マッチングの実施開始について（通知）

このたび、建設発生土の更なる有効利用を図るため、公共工事で発生する土砂の受け入れ先として民間工事も対象とすることとしました。

つきましては、建設発生土の官民有効利用の試行マッチング（以下、「試行マッチング」という。）を活用し、更なる建設発生土の工事間利用に努めていただくようお願いいたします。

記

1. 試行マッチングとは

「建設発生土の官民有効利用の試行マッチングホームページ」にて建設発生土を搬入・搬出する公共工事および民間工事情報を共有することで、官民一体となった建設発生土の相互有効利用調整を行うものです。

2. 建設発生土の官民有効利用の試行マッチングホームページURL

<http://matching.recycle.jacic.or.jp>

3. 添付資料

(別添1) 建設発生土の官民有効利用の試行マッチング実施要領（案）

(別添2) 建設発生土の官民有効利用の試行マッチングの概要

4. 留意事項

- (1) 国、地方自治体又は民間工事受注者からの建設発生土の調整依頼等があった場合は、これまでと同様に工事担当者が直接やりとりをしてください。
- (2) (1)の調整の結果、建設発生土の情報更新が必要となった場合は、技術管理課より連絡します。

5. 問い合わせ先

高知県土木部技術管理課

TEL :088-823-9826

E-mail : 170601@ken.pref.kochi.lg.jp

3高技管第345号
令和4年3月1日

土木部各課長
土木部各出先機関長 様

技術管理課長
(公印省略)

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律における届出の電子申請に
ついて (通知)

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 (建設リサイクル法) における届出を職場
や自宅のパソコンからインターネットを利用して申請ができるよう、下記のとおり電子申
請サービスによることとしましたので、担当職員への周知をお願いします。

また、当面の間は、従来の窓口届出と電子申請サービスによる申請を並行して受付するこ
ととします。

なお、窓口届出の受付に際しては、電子申請サービスのご案内をお願いします。

記

- 1 建設リサイクル法の届出方法
高知県電子申請サービスによる申請
窓口届出
- 2 高知県電子申請サービス対象の届出
建設リサイクル法第10条第1項
(https://s-kantan.jp/pref-kochi-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=650)
建設リサイクル法第10条第2項
(https://s-kantan.jp/pref-kochi-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=871)
- 3 適用
令和4年4月1日以降
- 4 留意事項
建設リサイクル法第11条による通知書は、従来どおりの取り扱いとする。
- 5 高知県ホームページ掲載ページ
<http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/170601/2022022200099.html>

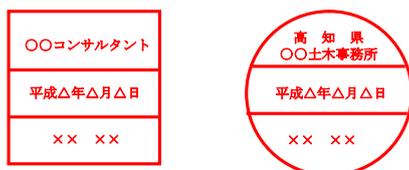
問い合わせ先 技術管理課 TEL : 088-823-9826 FAX : 088-823-9263

7-4. 電子スタンプ

電子押印で使用するソフト及び様式、形状は特に指定しないが、「会社名」・「日付」・「担当者の氏名」の分かるものとする(フリーソフト可、デジタル署名不要)。

決裁権者全員の電子押印は必要としないが、1書類につき受発注者それぞれで1個以上電子押印する。受注者は現場代理人又は主任(監理)技術者、発注者は監督(調査)職員の電子押印を必須とする。

【電子スタンプ(様式例)】



【電子スタンプソフト(一例)】

ソフト名称	説明	有料、無料の区分
Adobe Acrobat	PDF上で電子押印する。	有料
クリップスタンプ2	クリップボードから文書に貼り付ける。	無料

7-5. 電子メール

1) 件名

件名は『区分、業務(工事)番号、提出書類、通し番号、会社名、担当者名』とする。受信確認メールの件名は、件名に「Re:」を付し、その他の内容は変えてはならない。

例1 受注者の送信メールの件名

【提出】道改国第〇号_打合せ記録簿-001_△△建設株式会社_××

例2 発注者の送信メールの件名(例1の書類の承諾メール(注意:受信確認メールではない))

【承諾】道改国第〇号_打合せ記録簿-001_高知県△△土木事務所_××

2) 添付ファイル

- ・個人情報を含むファイル及び1ファイル1MBを超えるファイルは、原則としてメールでの受け渡しを禁止する。(CD-RW等を使用する)
- ・圧縮ソフトを使用してファイル容量の低減に努める。(圧縮形式は「zip」とする)
- ・機密性の高いファイルはパスワードをかける。(パスワードは同一メールで通知しない)
- ・送信する前に、必ずウイルスチェックを行う。

7-6. 留意事項

【受注者】

- ・オリジナル形式で書類を提出する場合のファイル形式は受発注者間協議により決定する。
- ・電子メールを活用した情報交換で取り扱う書類は、すべて電子納品の対象とならない書類であるため、電子納品する必要はない。

【発注者】

- ・提出された書類に不備のあった場合は、受注者に不備の内容を伝え、再提出を求めるとし、発注者は書類の修正を行ってはならない。
- ・電子押印はPDFファイルに対して行う。オリジナル形式で提出のあった場合は、PDFファイルに変換した後に行う。決裁済みの紙書類のスキャニングは行わないこと。
- ・決裁済みの紙書類は発注者が保管し、検査で使用する。検査後は、納品される他の紙書類と一緒に保管する。

高知県優良建設工事施工者表彰について

高知県土木部技術管理課

高知県優良建設工事施工者表彰実施要領「令和元年5月9日の改正点」

県では、平成16年度から県の発注建設工事のうち、優秀な成績を収めた工事の中から高知県優良建設工事施工者表彰審査会の選考により、特に優秀な工事に対し、企業と技術者の表彰を実施しています。

令和元年5月9日に「高知県優良建設工事施工者表彰実施要領」を改正し、表彰件数を下記のとおりとしておりますのでお知らせします。

【表彰件数】

	改正前		改正後
○高知県知事賞	「5件程度」	→	「5件程度」 …… 改正なし
○優良賞	「10件程度」	→	「20件程度」 …… 10件程度増

詳しくは高知県技術管理課のホームページをご覧ください。

※なお、令和4年度の応募受付については、令和4年5月27日に締め切りさせていただきました。

問い合わせ先
高知県土木部技術管理課
電話：088－823－9825
FAX：088－823－9263
E-mail：170601@ken.pref.kochi.lg.jp